

上峰町 こどもも計画

KAMIMINE KODOMO PLAN



令和 7 年 3 月
佐賀県 上峰町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと対象	2
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	3
5 「重層的支援体制整備事業」について	5
第2章 こども、若者、子育て世帯をとりまく現状	6
1 上峰町の現状	6
2 こどもたちの現状	9
3 若者の現状	18
4 子育て世帯の現状	24
5 課題の整理	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	37
2 基本目標	38
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	42
基本目標1 安心して子育てができる支援体制づくり	42
基本目標2 のびのび暮らせるこどもまんなかまちづくり	51
基本目標3 結婚・出産、就労の希望を叶え、いきいきと過ごせる環境づくり	57
基本目標4 包括的な支援体制の整備に向けた地域づくり	61
第5章 量の見込みと確保方策	65
1 区域の設定	65
2 幼児期の教育・保育に係る見込みと確保方策	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	68
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保	74
第6章 計画の推進体制	75
1 推進体制	75
2 関係機関との連携	75
3 計画の点検体制	75
資料編	76
1 上峰町子ども・子育て会議条例	76
2 上峰町子ども・子育て会議委員名簿	78

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では、全国的に少子化の進行など人口減少に歯止めがかかっておらず、また、価値観の多様化や経済的な不安等から、未婚化や晩婚化が進んでいます。

こどもや若者、子育て世代をとりまく環境は日々変化しており、地域とのつながりの希薄化や核家族世帯、単独世帯の増加などにより、子育てや日々の生活等に不安を抱えるこども・若者は増加しています。

わが国ではこれまで、平成 24 年に制定された「子育て 3 法」に基づいて、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付など、様々な取り組みを展開してきました。

上峰町ではこれまで、国の指針に基づき、平成 27 年 3 月に「上峰町子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月に「第 2 期上峰町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町の教育・保育環境の充実を目指して、様々な子育て施策を進めてきました。

令和 5 年 4 月、わが国では、こども施策の一元化や少子化対策の強化等を目的として、こども家庭庁が発足しました。また同年に、社会全体で総合的かつ強力にこども施策を推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

また、同年 12 月には同法に基づいた「こども大綱」が閣議決定され、大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、自治体においてこども計画を策定することが必要である旨が示されました。

このことから、上峰町では、町の実情やこども基本法等を踏まえつつ、こども・若者が上峰町で安心して成長と自立ができる町の実現を目指して、新たに「上峰町こども計画」を策定します。



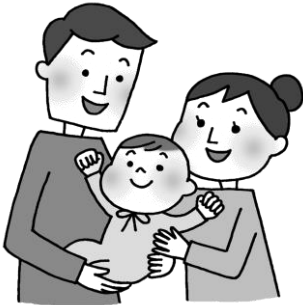
2 計画の位置づけと対象

上峰町こども計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、上峰町のこども施策を総合的に定めた計画です。

上峰町こども計画は、こども基本法第10条第5項に基づき、次のこどもの貧困解消に向けた対策の推進に係る計画及びこども・若者施策に関連する計画を包含するものとします。

- ◇子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ◇こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
- ◇次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ◇子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

本計画の対象は、こども（おおむね18歳まで）、若者（おおむね18歳～30歳未満、施策によってはおおむね18歳～40歳未満）、及び子育て世帯とします。

こども	若者	子育て世帯
		
おおむね18歳まで	おおむね18歳～30歳未満 ※一部施策については40歳未満	およそこども・若者の家族

3 計画期間

上峰町こども計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第1期計画期間					第2期計画期間				
			評価・見直し						

4 計画の策定体制

(1)策定体制

上峰町こども計画の策定にあたっては、住民課や教育課をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、住民や認定こども園等の子育て支援事業に従事している事業関係者、福祉事業者等からなる「上峰町子ども・子育て会議」にて審議を行い、その後、パブリックコメントを経て策定しました。

(2)こども計画に関するアンケート調査の実施

子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズなどを把握するため、町内の就学前児童保護者及び小学生児童保護者を対象に、「上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。また、家庭状況とこどもたちの生活実態を把握するため、小学5年生及び中学2年生の児童、生徒並びにその保護者等を対象に、「上峰町子どもの生活実態調査」を実施しました。

さらに、上峰町に住むこども・若者の意識や生活状況を把握するため、16歳～39歳の住民を対象に、「上峰町こども・若者の意識に関するアンケート調査」を実施しました。

	上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査		上峰町子どもの生活実態調査		上峰町こども・若者の意識に関するアンケート調査
対象	就学前児童保護者	小学生児童保護者	小学5年生及び中学2年生の児童、生徒	左記の保護者及び小学1年生保護者	16歳～39歳の住民
期間	令和6年7月3日～7月19日				
配布数	437件	565件	194件	286件	1,500件
回答数	303件	408件	161件	233件	439件
回収率	69.3%	72.2%	83.0%	81.5%	29.3%
実施方法	学校を通じた配布・回収 一部郵送による配布・回収		学校を通じた配布・回収		郵送による配布・回収

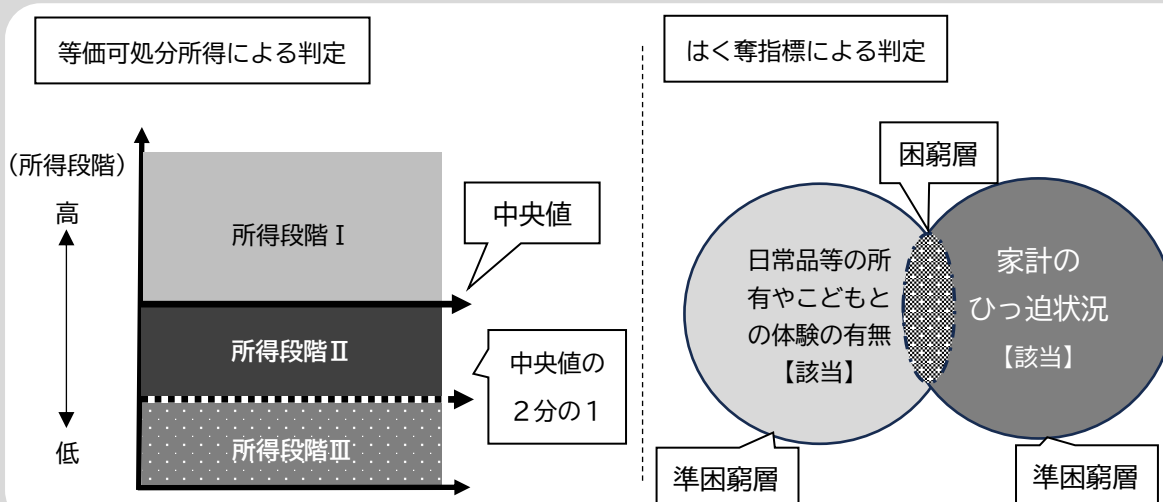
◆図表の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

◆本調査における貧困の定義

○子どもの生活実態調査においては、保護者用調査票の「世帯年収についての質問の回答」から「世帯人員についての質問の回答」の平方根を除して計算した等価可処分所得に基づき、世帯を3つに分類しています。

○また年収だけでは測れない「相対的貧困」世帯を定義するため、「はく奪指標¹」である、「家計のひっ迫状況」に関する設問及び「日常品等の所有やこどもの体験の有無」に関する設問を用いて、どちらかの指標で家計がひっ迫していると推定されるか、所有・体験の断念経験があれば準困窮層とし、2つの指標で準困窮層に該当すれば、困窮層と分類します。



(3)こどもの意見聴取(上峰町こどものアンケート)の実施

上峰町こども計画の策定にあたり、こども・若者の意見を聞き、計画に広く反映するため、シートを活用したこどもへの意見聴取を町内の小学3年生～中学3年生全児童・生徒を対象に実施しました。

また、認定こども園等の子育て支援事業者に対し、シートを活用して伺いました。

上峰町こどものアンケート		
対象	小学3年生～中学3年生 全児童・生徒	町内認定こども園、小学校、中学校 子育て支援事業所、公的相談機関 等
期間	令和6年7月～8月	
回答数	635件	9件

¹はく奪指標：個人や世帯が経済的・社会的資源を十分に持たず、生活の質や体験・交流の機会が制限されている状態を測定するための指標。

5 「重層的支援体制整備事業」について

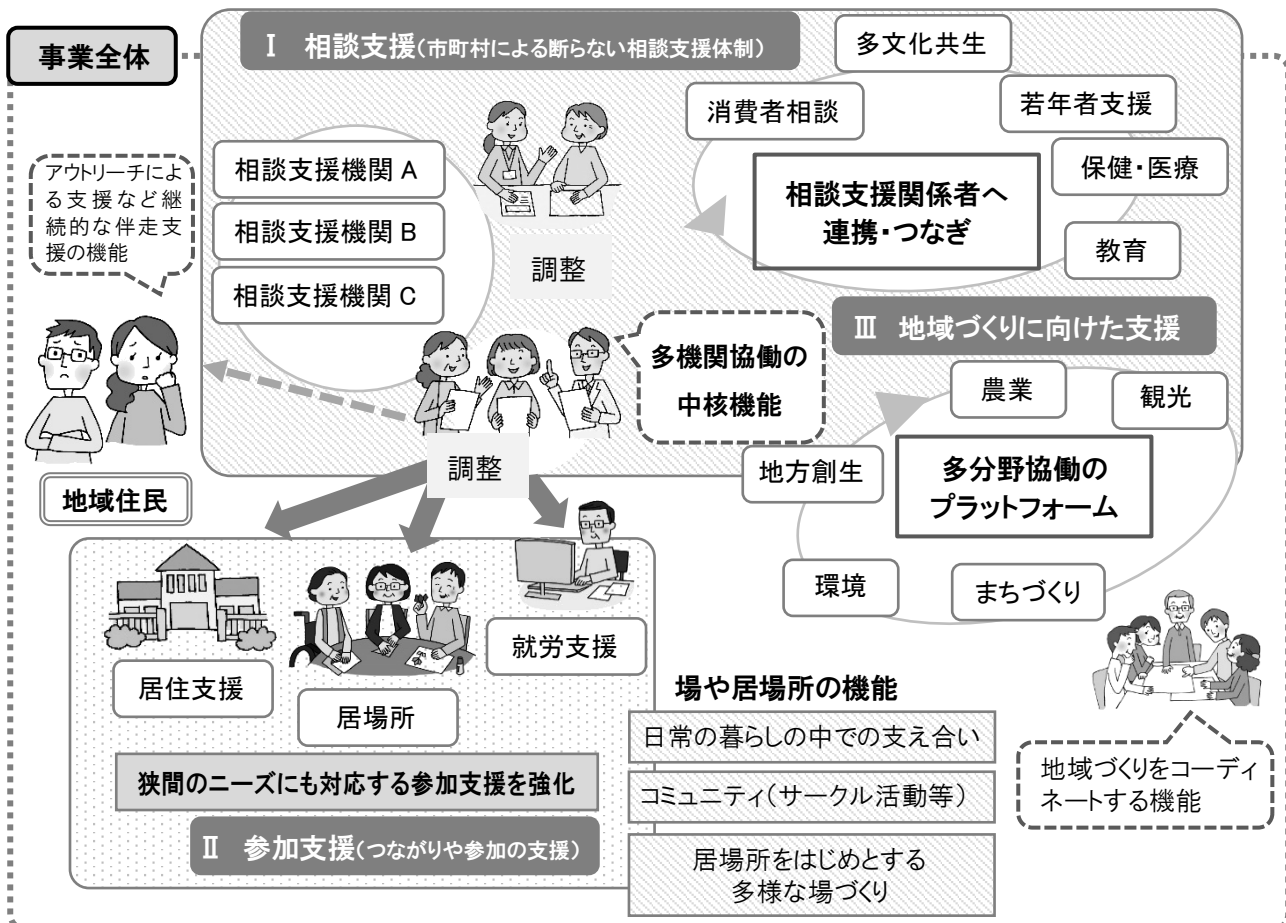
生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、こどもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、令和3年度に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

上峰町においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口を設置しています。相談窓口においては、専門職を配置し、関係機関と連携をとることによって、複数の課題を抱えている人に対する柔軟な支援ができる体制を構築するとともに、窓口を訪れることが難しい人に対しては、職員が出向いて相談支援を行うアウトリーチも実施しています。また、相談を受けるだけでなく、伴走型の支援を行うことで、課題解決まで寄り添った支援を行っています。

今後、重層的支援体制整備事業の本格的な実施にあたっては、移行準備事業での支援体制を基礎に、誰一人取り残さない支援体制の構築に向けて、多機関協働の取り組みを推進していきます。

重層的支援体制整備事業は、こども・若者にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、各種計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、こども関連施策等との効果的な連動を図ることで、上峰町全体の福祉の向上を目指します。



第2章

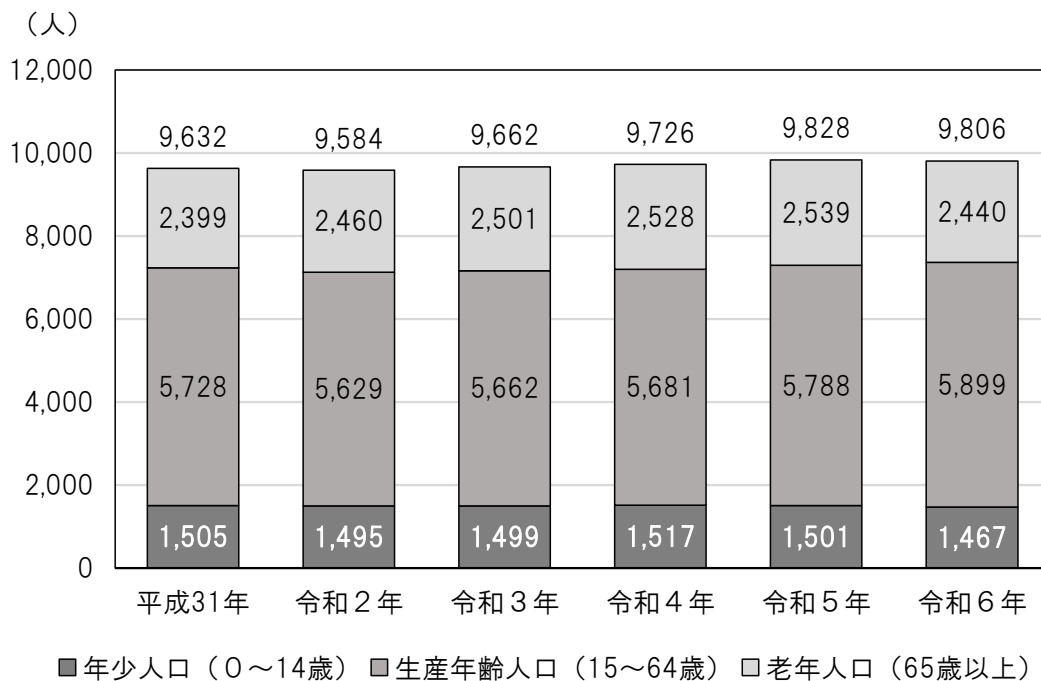
こども、若者、子育て世帯をとりまく現状

1 上峰町の現状

(1) 総人口の推移

近年の総人口の推移をみると、令和5年にかけて人口は増加傾向にあり、令和6年時点で9,806人となっています。

◆ 総人口の推移

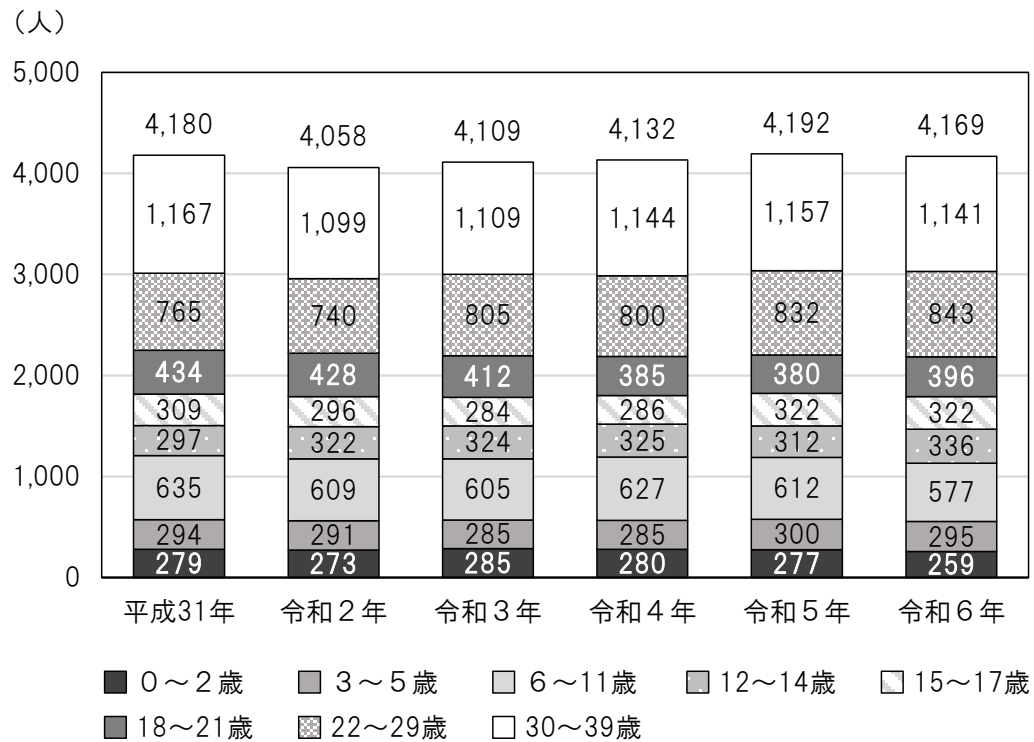


資料：住民基本台帳

(2)こども・若者人口の推移

近年のこども・若者人口の推移をみると、令和5年にかけて人口は増加傾向にあります。特に、22～29歳人口が増加しています。

◆こども・若者人口の推移



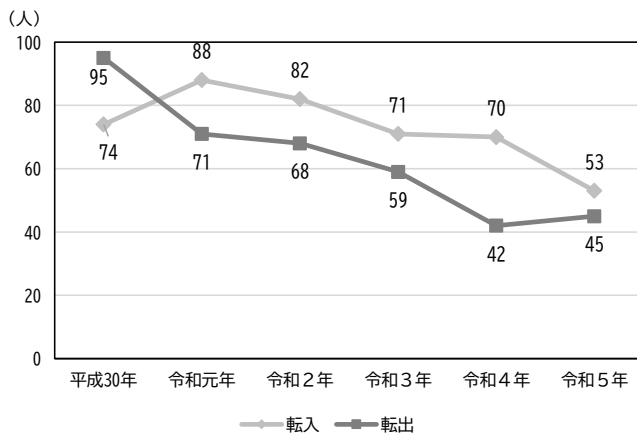
資料：住民基本台帳

(3)転入者数・転出者数の推移

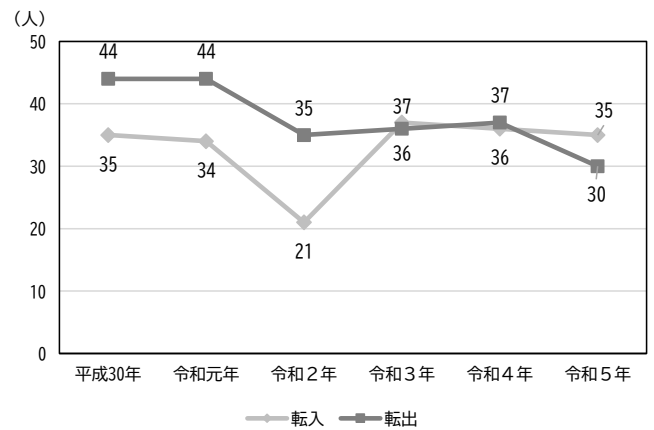
こども・若者における転入と転出の推移をみると、0～9歳では令和元年以降に、10～19歳では令和5年に、20～29歳では令和4年に、30～39歳では令和3年に、転入者数が転出者数を上回る転入超過になっています。

◆転入者数・転出者数の推移

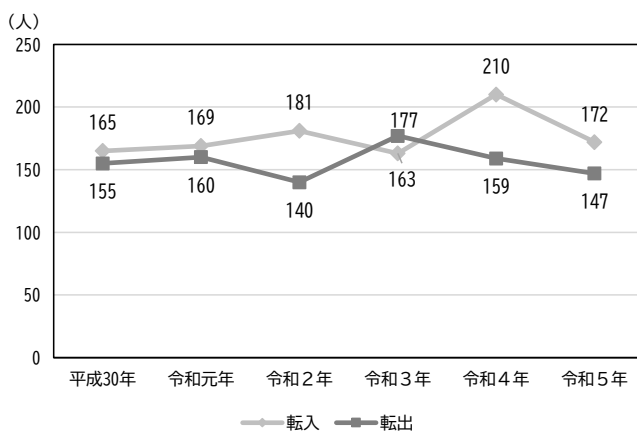
(0～9歳)



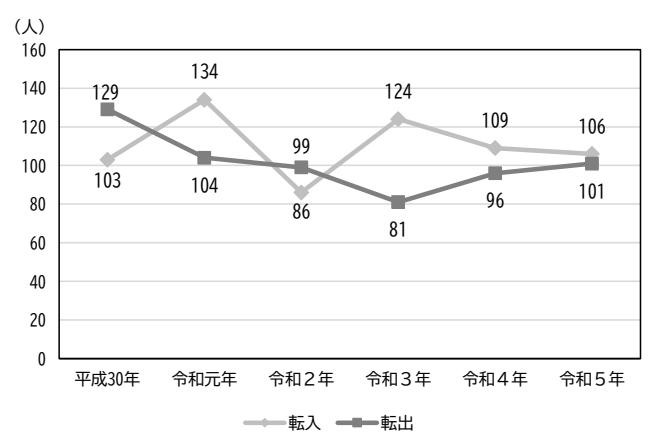
(10～19歳)



(20～29歳)



(30～39歳)



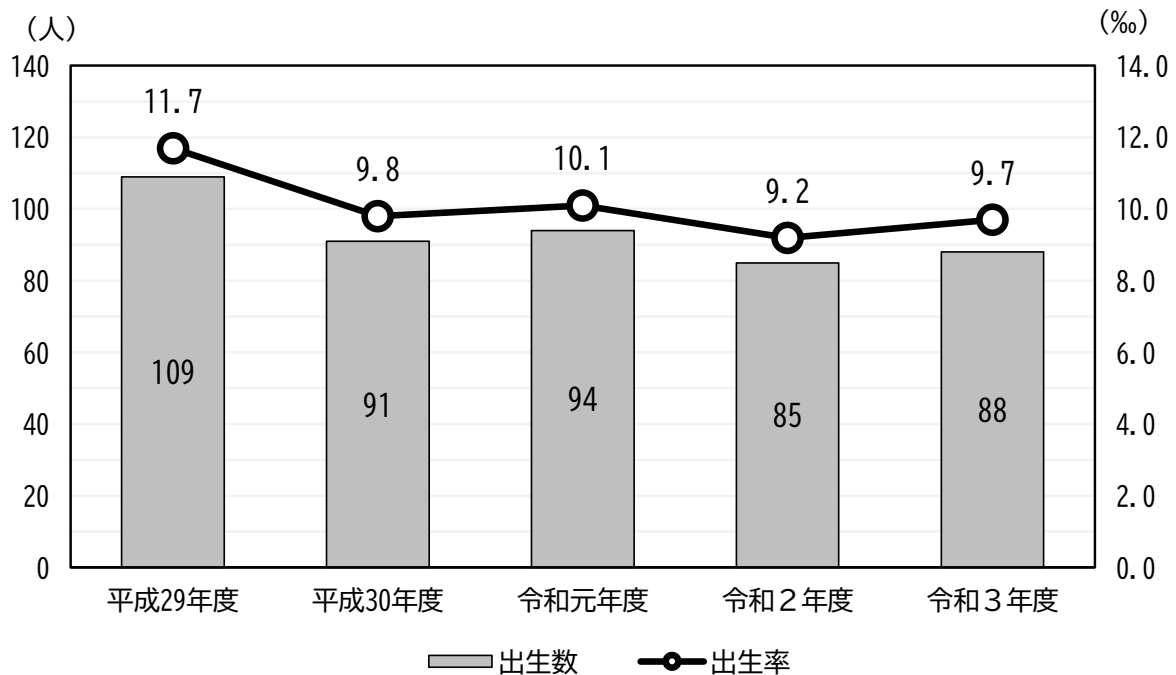
資料：住民基本台帳人口移動報告

2 こどもたちの現状

(1) 出生数・出生率の推移

出生数及び出生率²の推移をみると、平成 29 年度以降、おおむね減少傾向にあります。令和 3 年度の出生数は、令和 2 年度と比べると 3 人増加し、88 人となっています。

◆ 出生数・出生率の推移



資料：人口動態統計

²出生率：人口千人に対する出生数の割合。単位は‰（パーミル）

(2)こどもたちの生活習慣

こどもの就寝時間をみると、「午後10時30分～10時59分」が18.6%と最も高く、次いで「午後9時30分～9時59分」が15.5%、「午後10時～10時29分」が14.9%となっています。

所得段階別にみると、「午後10時30分～10時59分」のほかに、所得段階Ⅱでは「午後9時～9時29分」が17.4%と高くなっています。

はく奪指標別にみると、準困窮世帯では「午後9時30分～9時59分」が40.0%となっています。

◆就寝時間

単位：%		午後9時より前	午後9時～9時29分	午後9時30分～9時59分	午後10時～10時29分	午後10時30分～10時59分	午後11時～11時59分	午後12時～12時59分	午前0時～0時29分	午前0時30分～0時59分	午前1時以降	不明・無回答
全体(n=161)		6.2	12.4	15.5	14.9	18.6	9.9	8.7	6.2	2.5	3.1	1.9
所得段階別	所得段階Ⅰ(n=66)	4.5	9.1	15.2	13.6	16.7	15.2	13.6	6.1	3.0	3.0	0.0
	所得段階Ⅱ(n=46)	10.9	17.4	15.2	13.0	17.4	2.2	2.2	6.5	4.3	4.3	6.5
	所得段階Ⅲ(n=12)	16.7	0.0	8.3	16.7	33.3	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
はく奪指標別	困窮世帯(n=5)	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	準困窮世帯(n=10)	0.0	0.0	40.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0

※所得段階別、はく奪指標別については、P.4 参照

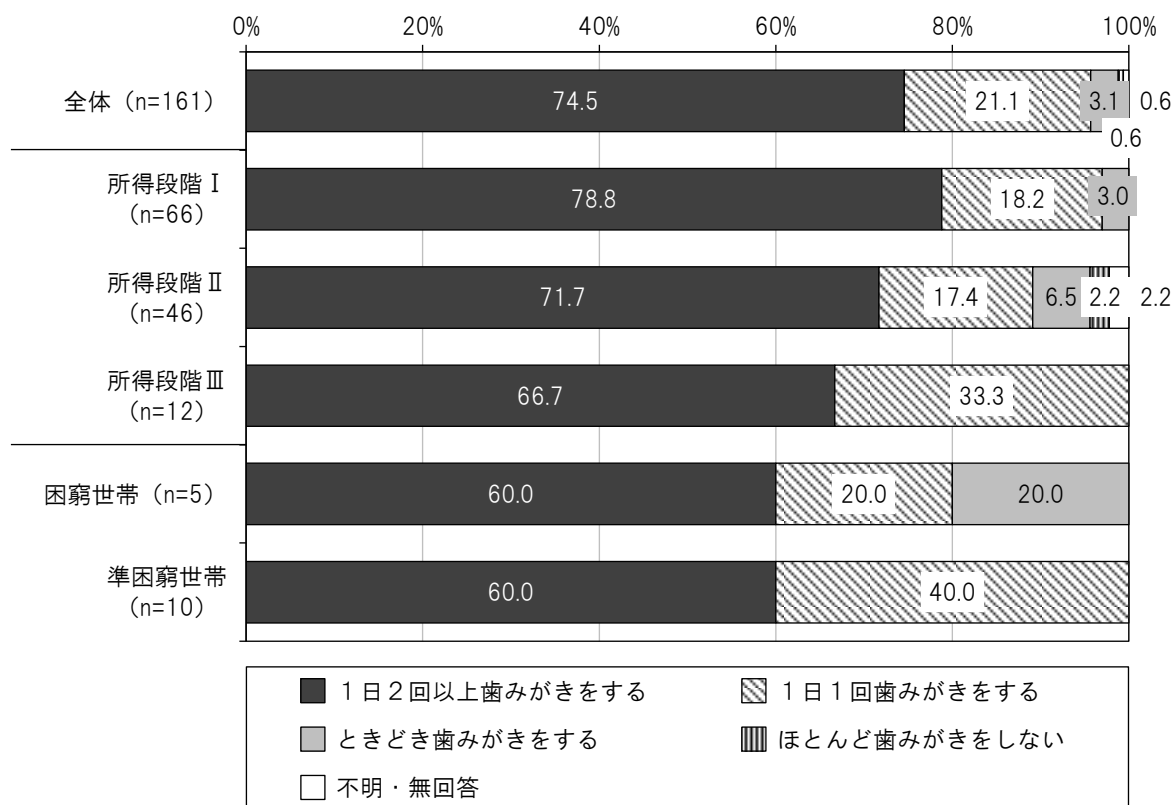
資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

こどもの歯磨きの頻度をみると、「1日2回以上歯みがきをする」が74.5%と最も高く、次いで「1日1回歯みがきをする」が21.1%、「ときどき歯みがきをする」が3.1%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに「1日2回以上歯みがきをする」が最も高く、順に78.8%、71.7%、66.7%となっています。

はく奪指標別にみると、困窮世帯、準困窮世帯ともに「1日2回以上歯みがきをする」が60.0%となっています。

◆歯磨きの頻度



資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

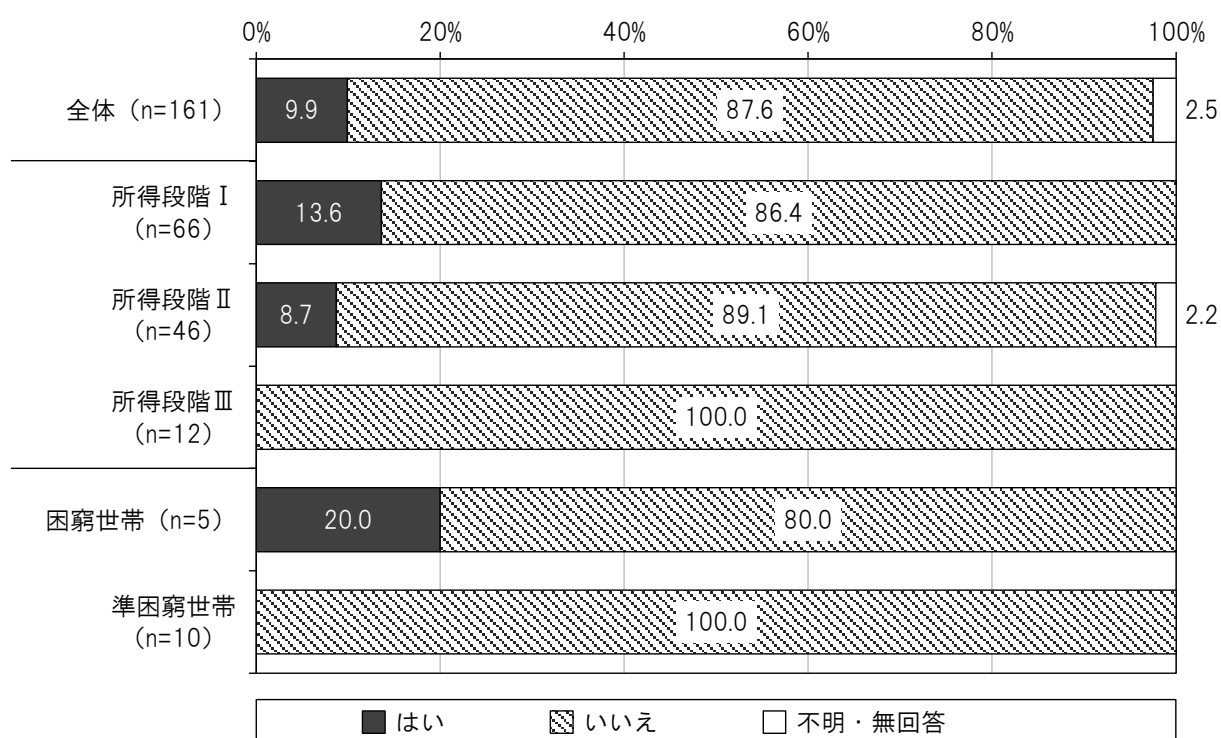
(3)家族のお世話等の状況

家族のお世話や仕事のお手伝い等で、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、遊びや勉強の時間を減らさないといけなかったことがあるかどうかをみると、「いいえ」が87.6%で、「はい」の9.9%を上回っています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに「いいえ」が最も高く、順に86.4%、89.1%、100.0%となっています。

はく奪指標別にみると、準困窮世帯では「いいえ」が100.0%となっています。

◆家族のお世話や仕事のお手伝い等で、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、遊びや勉強の時間を減らさないといけなかったことがあるかどうか



資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

(4)授業以外での勉強の様子

学校の授業以外での勉強の様子をみると、「自分で勉強する」が72.0%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」が53.4%、「塾で勉強する」が34.8%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに、「自分で勉強する」が最も高く、順に69.7%、71.7%、100.0%となっています。

はく奪指標別にみると、準困窮世帯では「自分で勉強する」が90.0%となっています。

◆学校の授業以外での勉強の様子

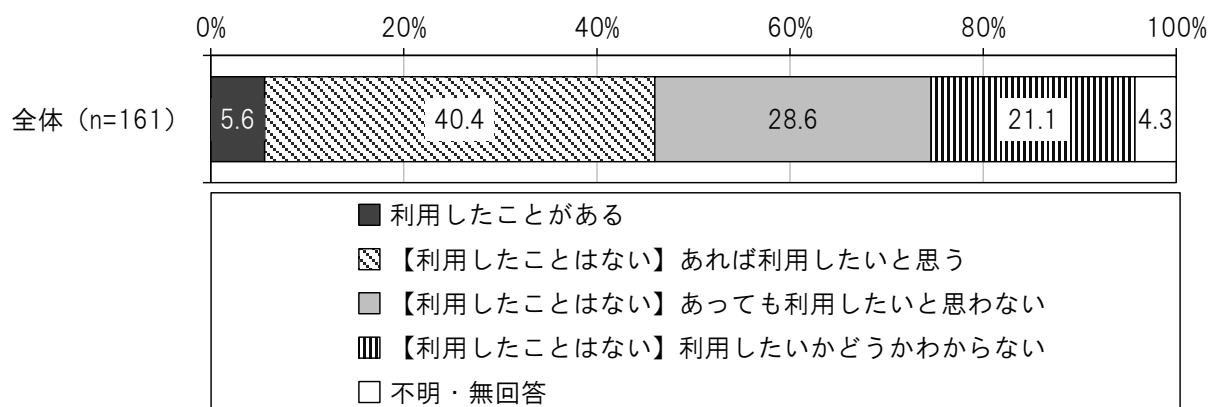
単位：％		自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	学童保育で勉強する	地域の人などが行う無料勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友だちと勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	不明・無回答
全体 (n=161)		72.0	34.8	2.5	0.6	4.3	0.6	53.4	28.6	2.5	6.2	1.2
所得段階別	所得段階Ⅰ (n=66)	69.7	37.9	4.5	1.5	3.0	1.5	60.6	31.8	1.5	4.5	1.5
	所得段階Ⅱ (n=46)	71.7	34.8	2.2	0.0	4.3	0.0	52.2	28.3	2.2	6.5	2.2
	所得段階Ⅲ (n=12)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.7	25.0	0.0	0.0	0.0
指標別	困窮世帯 (n=5)	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	準困窮世帯 (n=10)	90.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	40.0	0.0	0.0	0.0

資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

(5)夕食を食べる場所や勉強をみてる場所の利用状況と利用意向

夕食を無料か安く食べることができる場所の利用状況、利用意向をみると、「【利用したことはない】あれば利用したいと思う」が40.4%と最も高く、次いで「【利用したことはない】あっても利用したいと思わない」が28.6%、「【利用したことはない】利用したいかどうか分からない」が21.1%となっています。

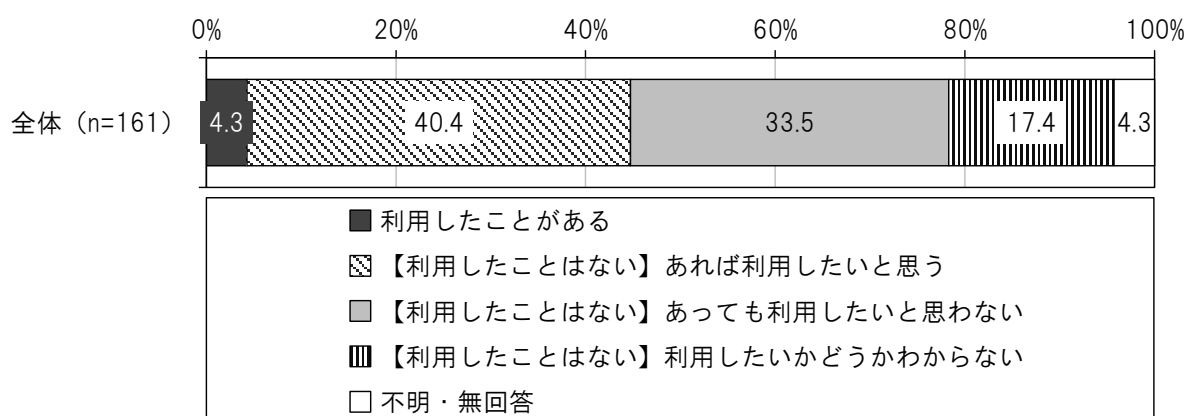
◆夕食を無料か安く食べることができる場所の利用状況、利用意向



資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

勉強を無料でみてる場所の利用状況、利用意向をみると、「【利用したことはない】あれば利用したいと思う」が40.4%と最も高く、次いで「【利用したことはない】あっても利用したいと思わない」が33.5%、「【利用したことはない】利用したいかどうか分からない」が17.4%となっています。

◆勉強を無料でみてる場所の利用状況、利用意向



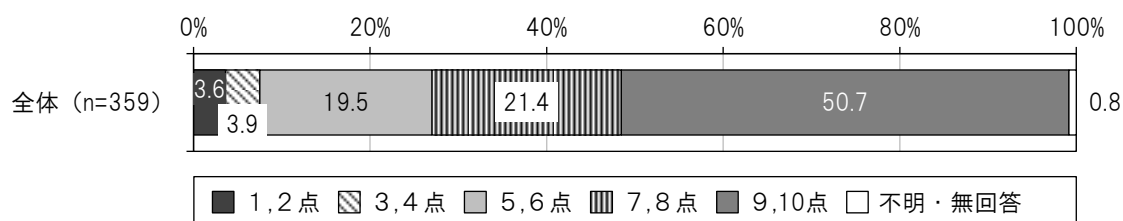
資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

(6)こどもたちの将来への希望

こどもたちの将来への希望を点数でみると、小学生では「9,10点」が50.7%と最も高く、次いで「7,8点」が21.4%、「5,6点」が19.5%となっています。

中学生では「7,8点」が29.7%と最も高く、次いで「5,6点」が29.0%、「9,10点」が26.8%となっています。

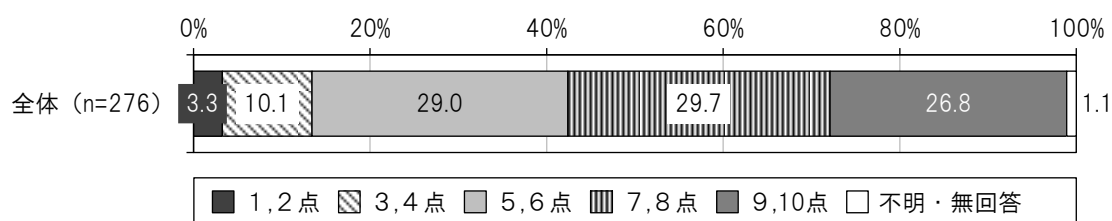
◆将来が明るいと思うか（小学生）



※1～10点で回答。得点があがるほど、将来が明るいと思うと判定されます。

資料：令和6年度上峰町こどものアンケート

◆将来が明るいと思うか（中学生）

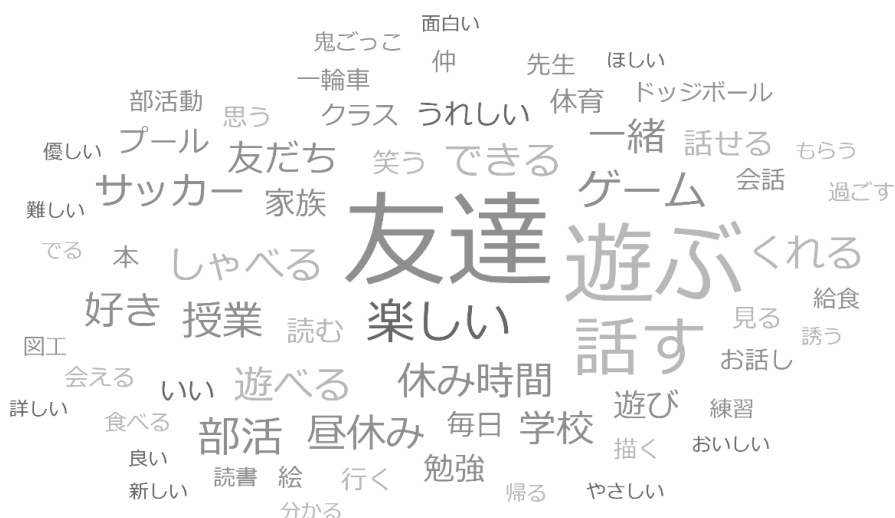


※1～10点で回答。得点があがるほど、将来が明るいと思うと判定されます。

資料：令和6年度上峰町こどものアンケート

日々の生活の中の楽しいことをみると、「友達」や「遊ぶ」「話す」などの語句が多く記述されており、友達との交流を楽しんでいることも多いことがわかります。

〈日々感じる楽しいこと（自由記述式）ワードクラウド〉



※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) による分析

日々の生活の中の困ったことをみると、「勉強」、「授業」、「友達」などの語句が多く記述されており、学習面や人間関係での困りごとが多いことがわかります。

部活動
五年生
楽しい
夫婦喧嘩
ストレス
ついていける
嫌い
算数
苦手
理科
たまりやすい
わかる
テスト
言える
言葉
出来る
宿題
追いつける
呼びかける
遅い
暴力
激しい
けんか
デコピン
五限
きつい
にらむ
聞き取れる
口答え
高い
小さい
相談
遊ぶ
好き嫌い
早い
困る
少ない
友達
大変
優しい
難しい
多い
周りに
分かる
宿題
追いつける
出来る
言う
使う
授業
うるさい
友だち
クラス
できる
更衣
取りにくい
深い
仲
いい
強い
理解力
悪い
くれる
やめる
うまい
親友
ほしい
眠い
頭
いじり
からかう

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) による分析

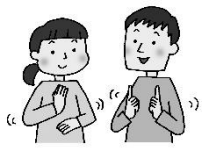
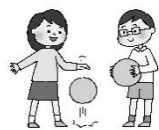
(8)子育て支援者からみるこどもたちの様子

認定こども園や小学校、中学校を対象に、令和6年8月にヒアリング調査を実施し、こどもたちの日頃の様子や気になるこどもたちの特性などを伺いました。

◆〈認定こども園のこどもたちの様子等（一部要約）〉

気になるこどもや課題	内容
障がいのあるこどもたち 	・障がいのあるこどもたち、また、グレーゾーン³にあると思われるこどもたちは年々、増加しているように感じる。 ・障がいのあるこどもたちへの対応は、保育士が個別で行うことが多いが、こどもたちが落ち着ける部屋などといったスペースは重要と感じる。
病児・病後児 	・病気になった際に、保護者に車がないことや感染症のリスクなどの理由から、歩いて病院へかかるこどもたちも見受けられる。 ・こどもたちが園内で発熱したときなどに、保護者の到着が大幅に遅くなる家庭もよくある。
家庭の環境（貧困等の背景を含む） 	・衣服等が小さくなくても、服などを買い替えられていない家庭のこどもたちも見受けられる。 ・金銭的な貧困状態に限らず、ネグレクト⁴まではいなくても、きちんとお世話されているのかわからないこどもたちもいる。 ・こどもたちは特に、家庭環境の変化を敏感に感じる傾向がある。

◆〈小学校・中学校のこどもたちの様子等（一部要約）〉

気になるこどもや課題	内容
障がいのあるこどもの支援体制 	・障がいがあり、学校現場においても支援が必要なこどもたちは増加傾向にある。 ・不安感などから集中力が低下したり、持続できなかつたりというこどもたちも多い。 ・支援員の協力により、クールダウンの補助や困り感の解消をしているが、より連携を強化して、こどもたちを支えることが重要だと思う。
こどもの遊びと体力低下 	・外で遊ぶこどもたちは多いものの、骨折などのケガが多い印象がある。 ・ゲームで遊んでいるこどもたちも増えている気がする。 ・放課後は、放課後児童クラブや習い事、児童公園など、様々な場所でこどもたちは過ごしている。
SNS との向き合い方 	・SNS などでの誹謗中傷や課金トラブルなど、学校での目が届かない場所での問題が多くなっている。 ・中学では、SNS 教室を開催するなど、インターネットの扱い方について学べるような機会を設けている。

³グレーゾーン：発達障害の特性が見受けられるが、診断基準に満たず、正式な診断に至らない状態。

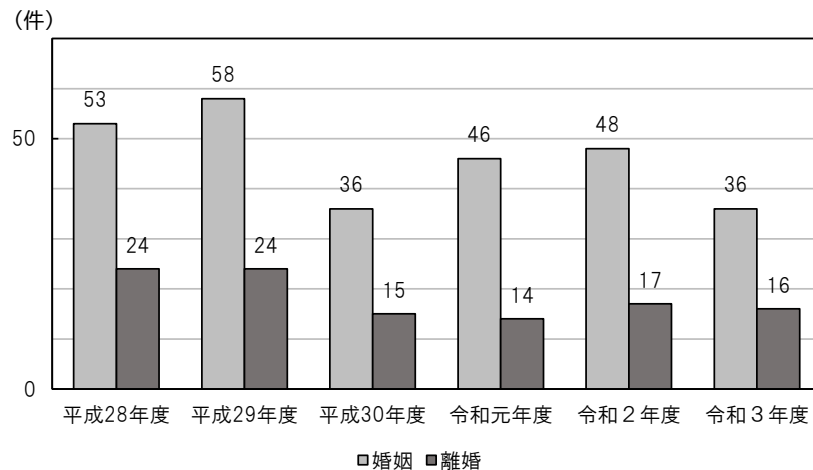
⁴ネグレクト：こどもに必要な世話や養育を適切に行わないこと。食事や衣服を与えない、医療や教育を受けさせないなどといった行為が含まれる。

3 若者の現状

(1)婚姻・離婚の動向

婚姻件数と離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和3年度時点で36件と、平成28年度～令和3年度の間では、最も低い件数となっています。また、離婚件数は令和3年度時点で16件と、同期間の中では3番目に低い件数となっています。

◆婚姻件数、離婚件数の推移



資料：佐賀県人口動態統計

令和2年の15歳以上の未婚率をみると、男性は38.4%、女性は31.9%となっており、平成27年と比較すると、男女ともに未婚率が上昇しています。

◆未婚者数、未婚率

単位：人、%

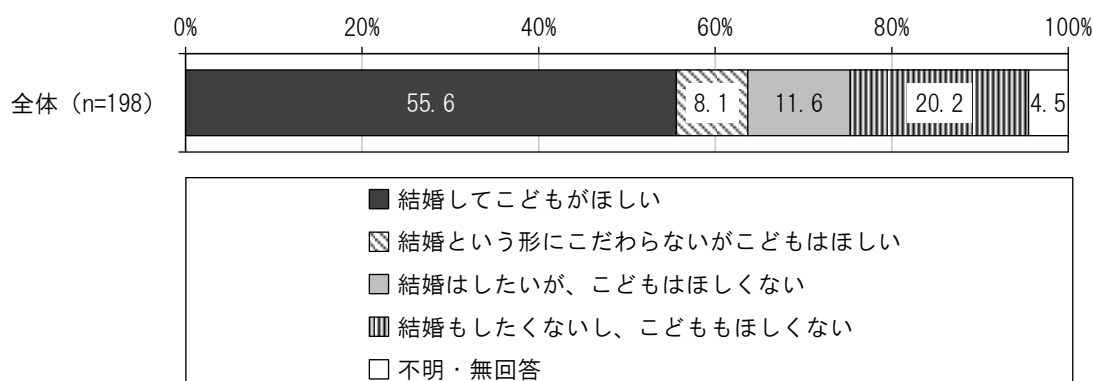
		男性				女性			
		総数	未婚実数	未婚率	佐賀県未婚率	総数	未婚実数	未婚率	佐賀県未婚率
平成27年時点 15歳以上総数		3,608	990	27.4	29.0	4,185	920	22.0	21.6
令和2年時点 15歳以上総数		4,455	1,712	38.4	39.0	4,831	1,543	31.9	31.0
	15～19歳	224	224	100.0	99.5	235	234	99.6	99.5
	20～24歳	198	174	87.9	91.0	230	201	87.4	88.5
	25～29歳	207	128	61.8	66.8	214	121	56.5	58.1
	30～34歳	210	77	36.7	44.4	251	83	33.1	33.2
	35～39歳	257	77	30.0	32.3	294	55	18.7	22.7
	40～44歳	287	66	23.0	27.6	301	47	15.6	18.9
	45～49歳	355	78	22.0	25.1	354	45	12.7	16.9

資料：国勢調査

(2)結婚やこどもに対する考え方

結婚やこどもを持つことに対する考えをみると、「結婚してこどもがほしい」が55.6%と最も高く、次いで「結婚もしたくないし、こどももほしくない」が20.2%、「結婚はしたいが、こどもはほしくない」が11.6%となっています。

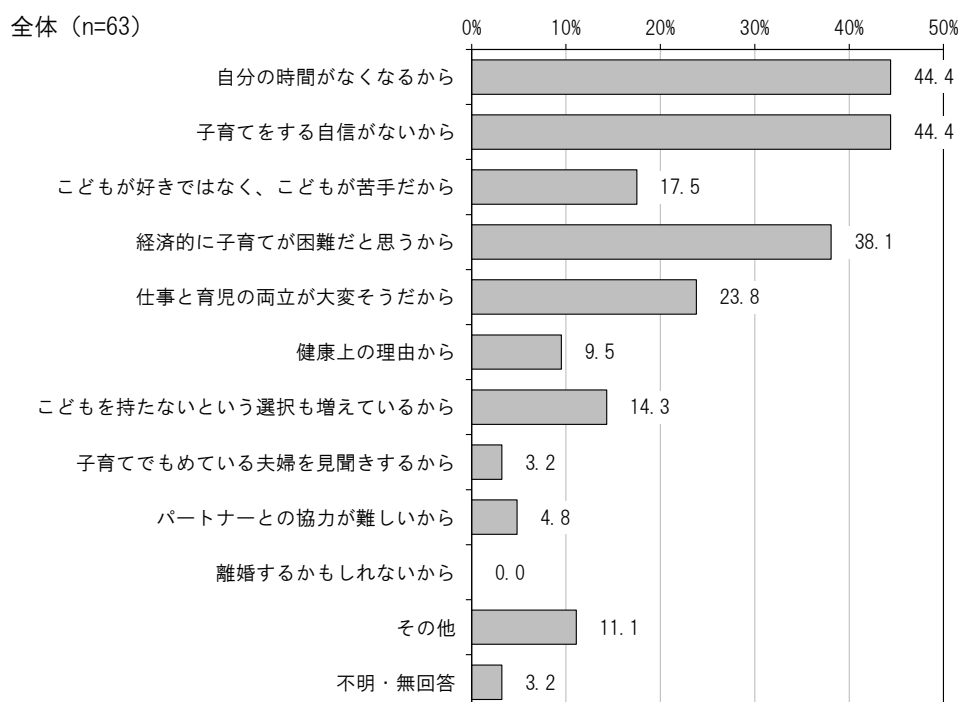
◆結婚やこどもを持つことに対する考え



資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

結婚はしたいが、こどもはほしくない人の理由をみると、「自分の時間がなくなるから」「子育てをする自信がないから」が44.4%と最も高く、次いで「経済的に子育てが困難だと思うから」が38.1%となっています。

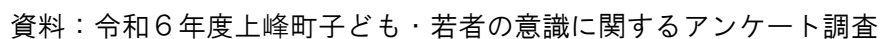
◆こどもを持ちたくない理由



資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

ほっとできる場所、居心地の良い場所をみると、[(a) 自分の部屋][(b) 家庭(実家や親族の家を含む)]では「そう思う」、それ以外の場所では「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。

全体 (n=439)



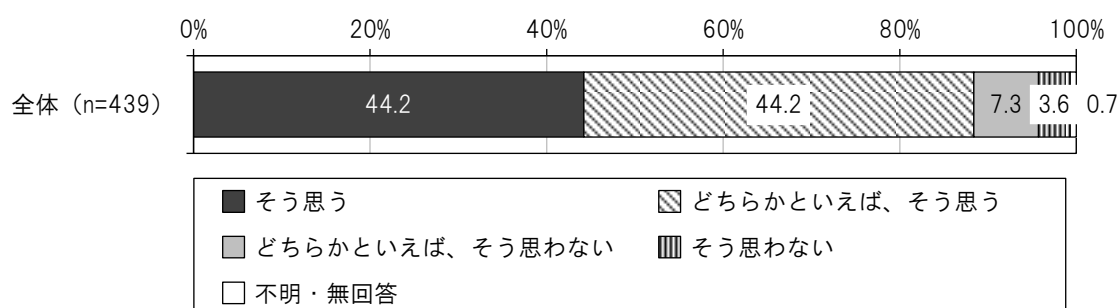
(4)主観的な幸福感等

幸せと感じるかどうかをみると、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」が 44.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」が 7.3%となっています。

将来について明るい希望を持っているかをみると、「どちらかといえば希望がある」が 49.4%と最も高く、次いで「希望がある」が 23.7%、「どちらかといえば希望がない」が 19.8%となっています。

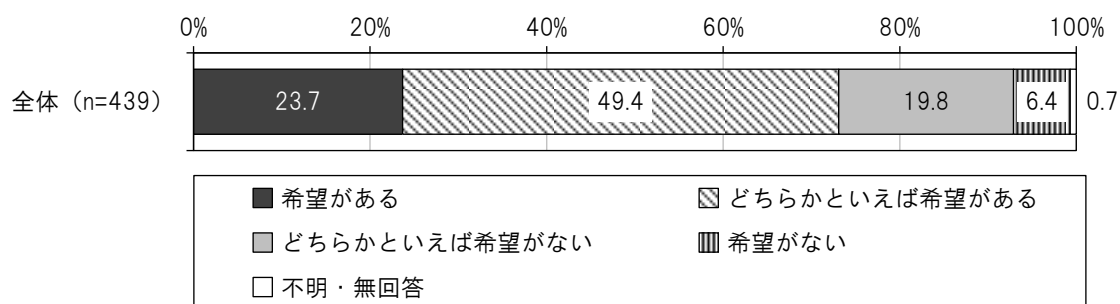
社会のために役立つことをしたいと思うかをみると、「どちらかといえば、そう思う」が 53.8%と最も高く、次いで「そう思う」が 27.1%、「どちらかといえば、そう思わない」が 12.1%となっています。

◆今、自分は幸せだと思うか



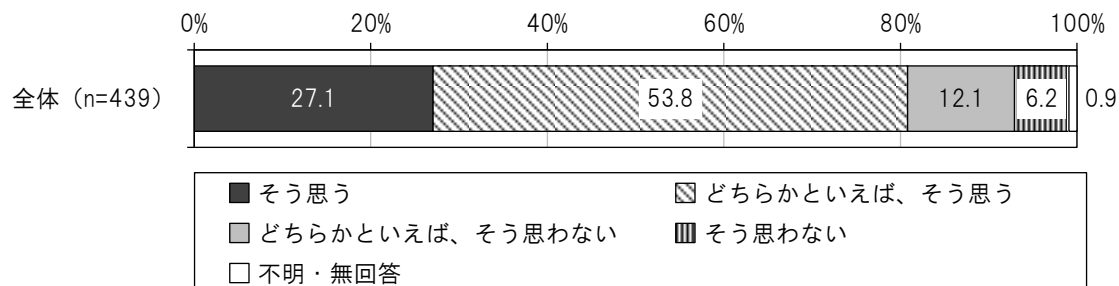
資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

◆将来に明るい希望を持っているか



資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

◆社会のために役立つことをしたいと思うか

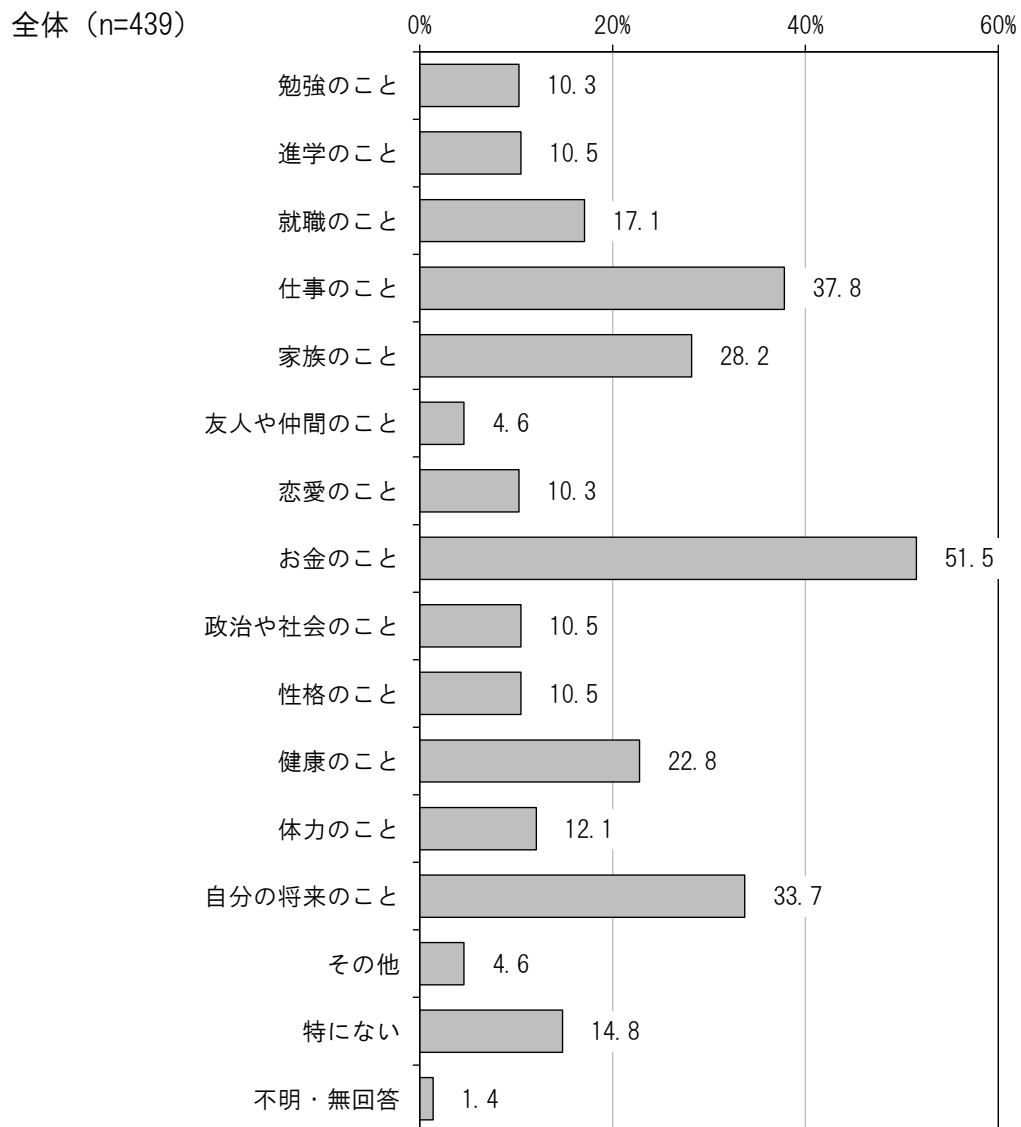


資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

(5)不安や悩み

こども・若者が抱える悩みや心配事をみると、「お金のこと」が 51.5%と最も高く、次いで「仕事のこと」が 37.8%、「自分の将来のこと」が 33.7%となっています。

◆抱えている悩みや心配事

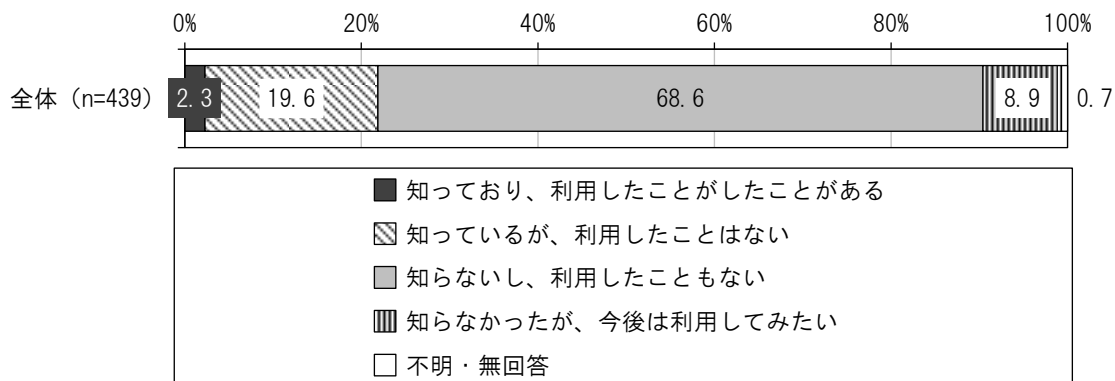


資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

(6)相談機関の認知度

相談窓口「かみつばき」の認知度及び利用意向をみると、「知らないし、利用したこともない」が68.6%と最も高く、次いで「知っているが、利用したことはない」が19.6%、「知らなかったが、今後は利用してみたい」が8.9%となっています。

◆「かみつばき」の認知度及び利用意向



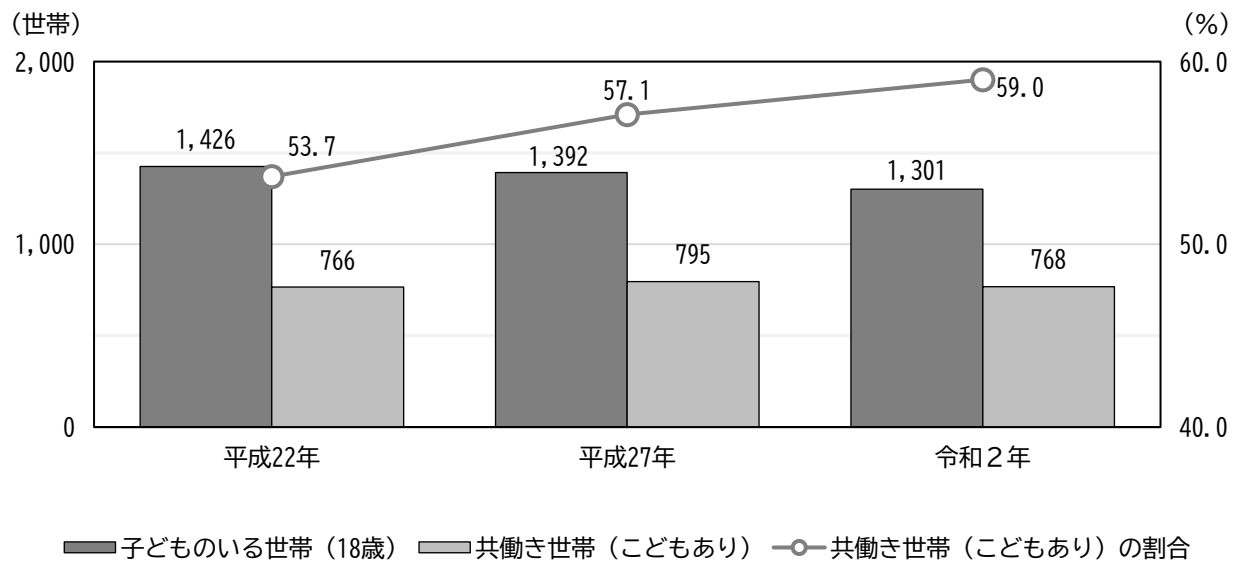
資料：令和6年度上峰町子ども・若者の意識に関するアンケート調査

4 子育て世帯の現状

(1) こどものいる世帯の推移

こどものいる世帯の推移をみると、令和2年では1,301世帯で減少傾向にあります。一方で、共働き世帯の割合は上昇しています。

◆こどものいる世帯数、共働き世帯数、割合の推移

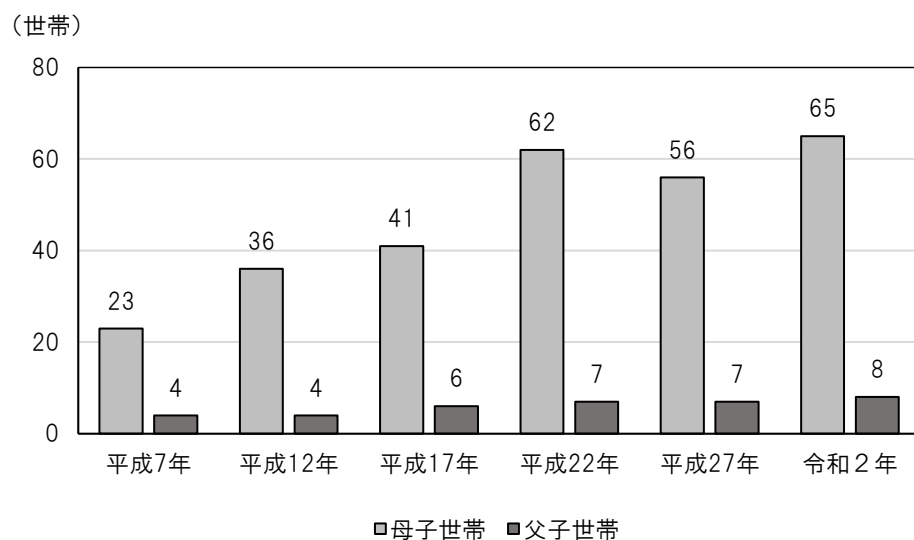


資料：国勢調査

(2)ひとり親家庭の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯数及び父子世帯数ともに、おおよそ増加傾向にあります。

◆母子世帯数、父子世帯数の推移

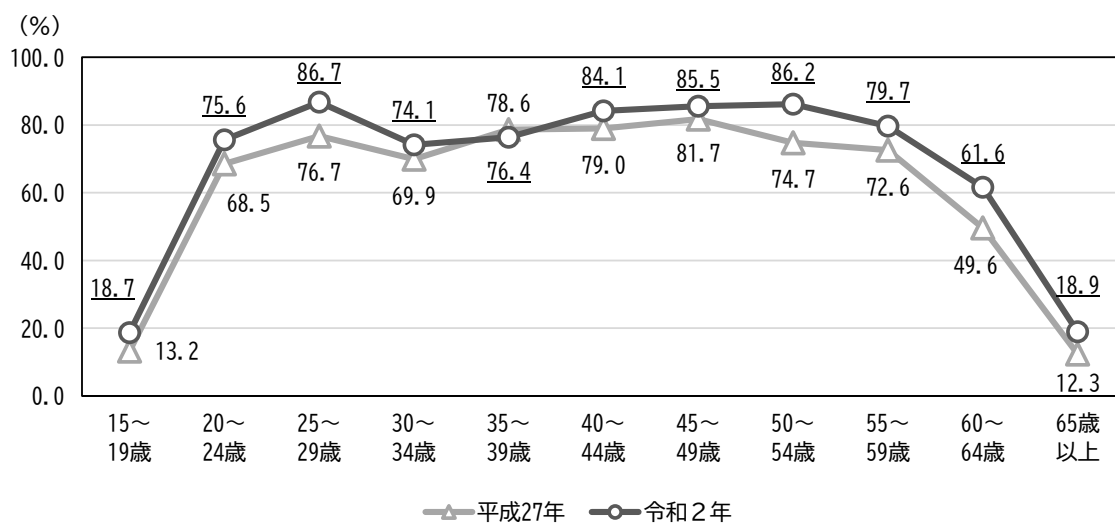


資料：国勢調査

(3)女性の就業率の推移

令和2年における女性の年齢別就業率の推移をみると、25～29歳から30～34歳にかけて就業率が低下し、その後、緩やかに上昇しています。また、平成27年と比較すると、35～39歳以外のすべての年齢において、就業率が上昇しています。

◆女性の年齢別就業率の推移



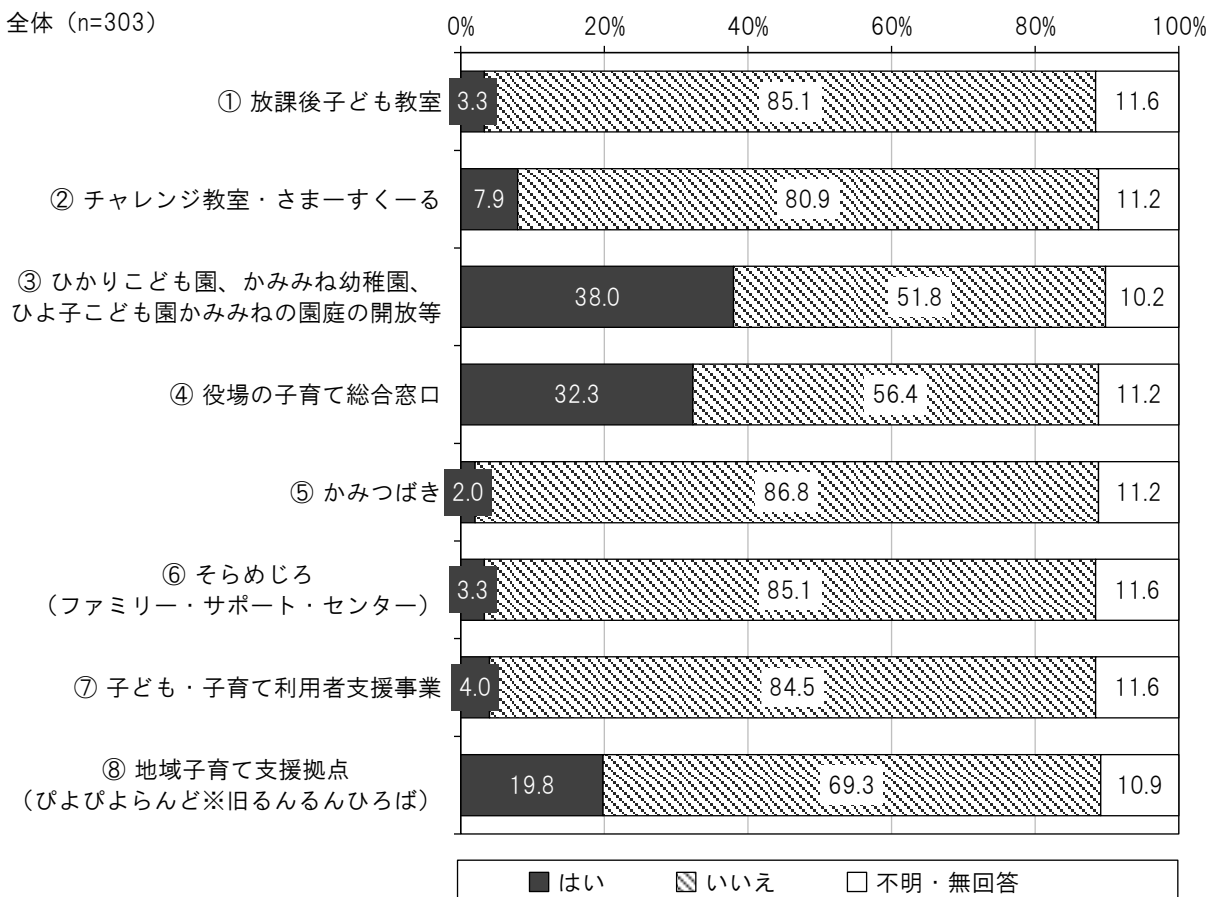
資料：国勢調査

(4)利用したことがある子育て支援事業

利用したことがある各種子育て支援事業をみると、すべての事業で「いいえ」（これまでに利用したことがない）が高くなっています。

◆利用した子育て支援事業

全体（n=303）

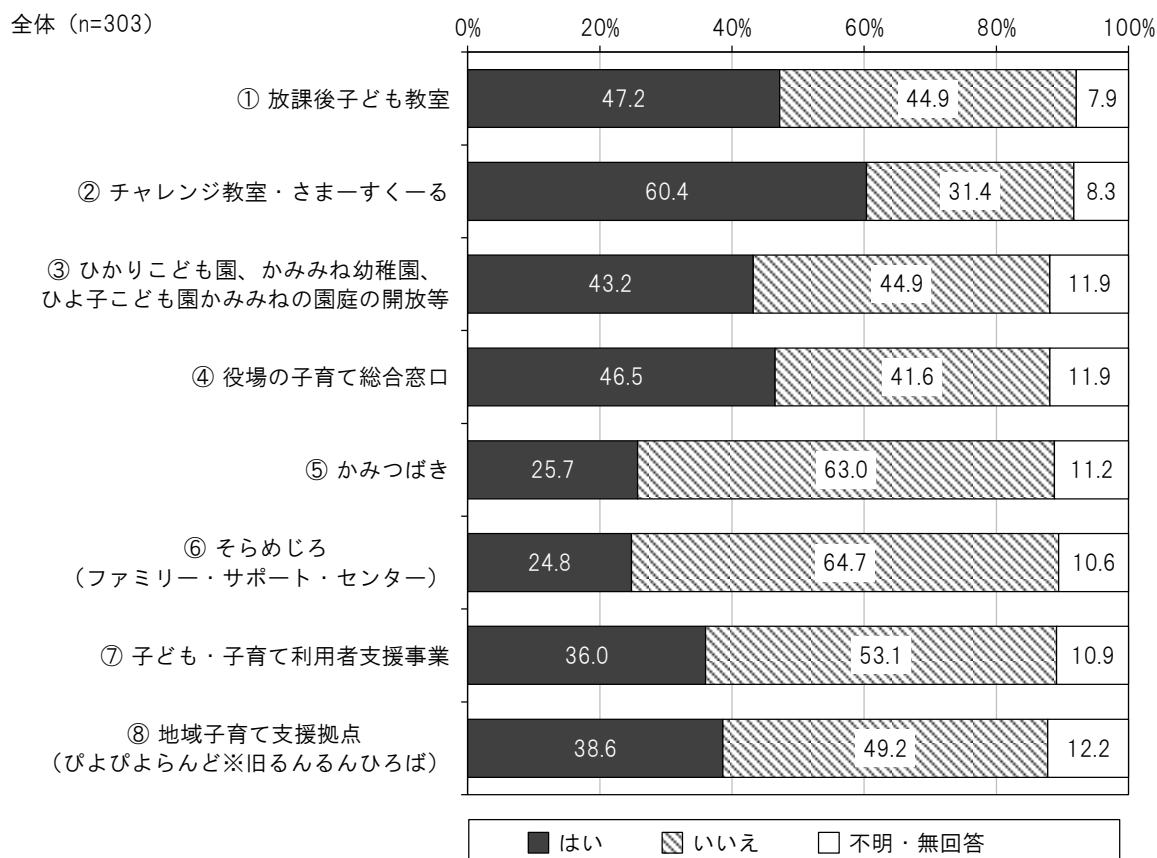


資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者対象）

(5)今後(も)、利用したい子育て支援事業

今後利用したい各種子育て支援事業をみると、[① 放課後子ども教室] [② チャレンジ教室・さまーすくーる] [④ 役場の子育て総合窓口] では「はい」(今後利用したい)、それ以外の事業では「いいえ」(今後利用したいと思わない)が高くなっています。

◆利用したい子育て支援事業

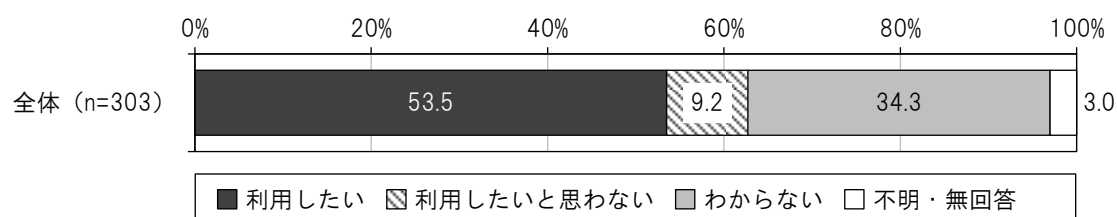


資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者対象）

(6)こども誰でも通園制度の利用意向

こども誰でも通園制度の利用意向をみると、「利用したい」が53.5%と最も高く、次いで「わからない」が34.3%、「利用したいと思わない」が9.2%となっています。

◆こども誰でも通園制度の利用意向



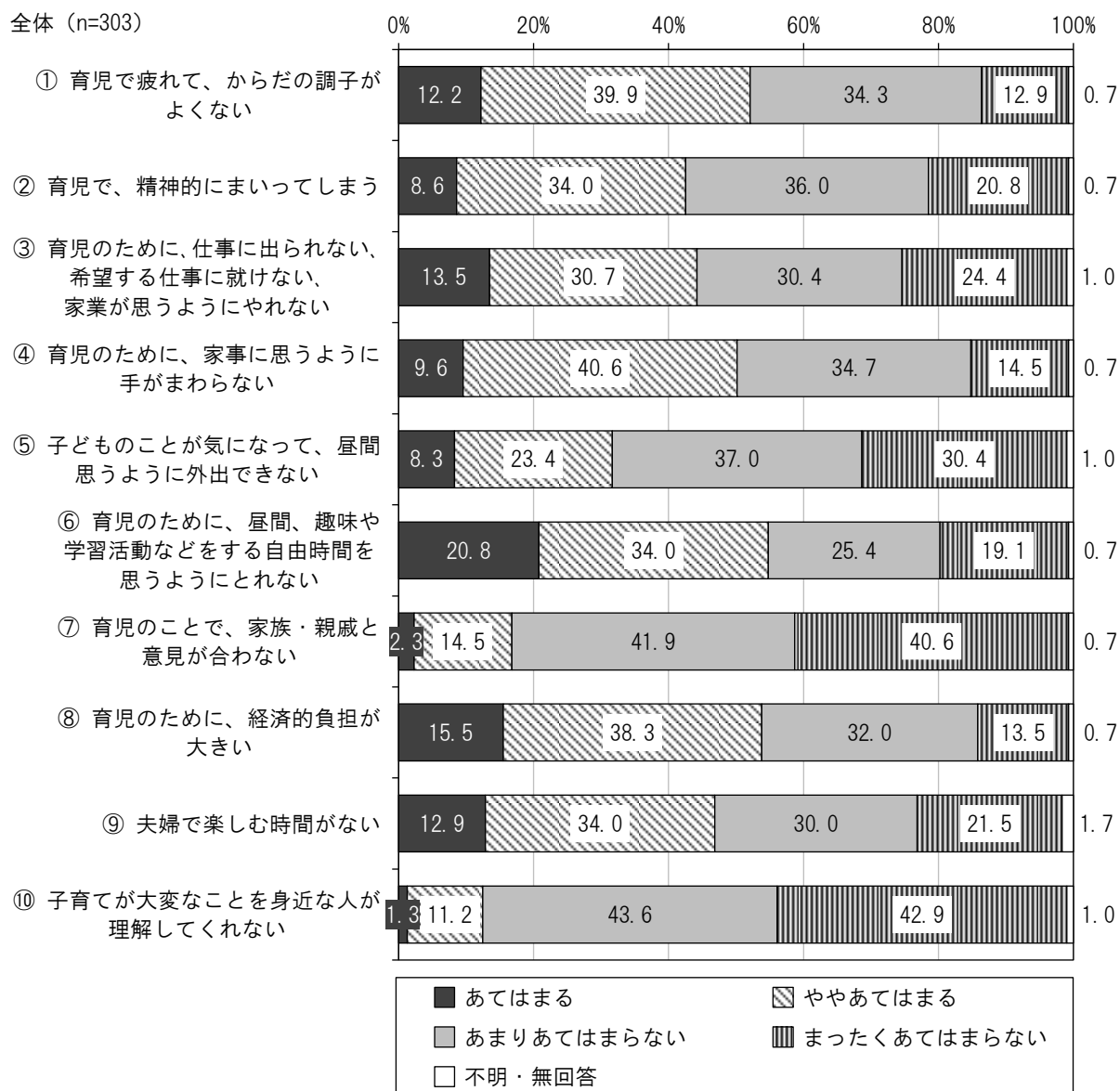
資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者対象）

(7)子育て中に感じること

子育て中に感じることをみると、[① 育児で疲れて、からだの調子がよくない] [④ 育児のために、家事に思うように手がまわらない] [⑥ 育児のために、昼間、趣味や学習活動などをする自由時間を思うようにとれない] [⑧ 育児のために、経済的負担が大きい] では『あてはまる』（「あてはまる」と「ややあてはまる」の合算）、それ以外の事柄では『あてはまらない』（「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」の合算）が高くなっています。

◆子育て中に感じること

全体（n=303）



資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者対象）

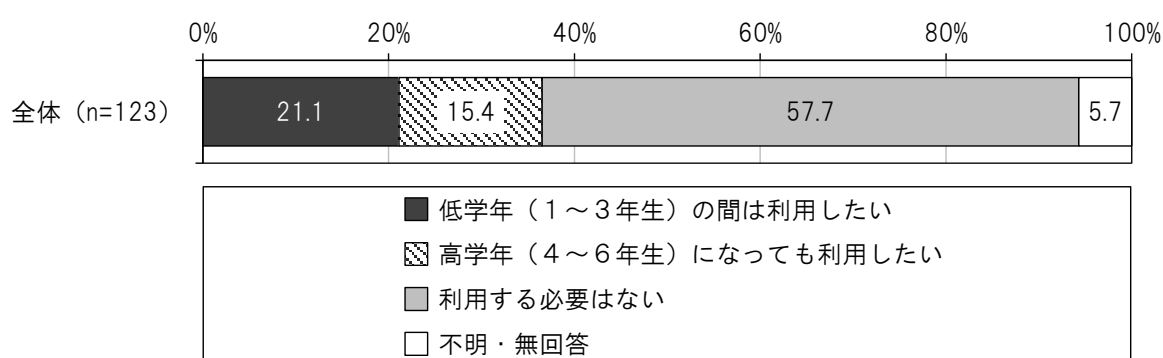
(8)放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向

土曜日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向をみると、「利用する必要はない」が57.7%と最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が21.1%となっています。

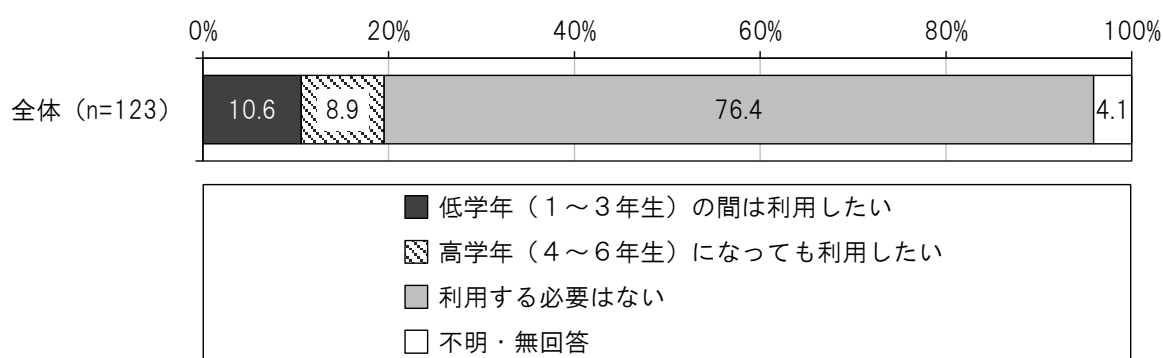
日曜日・祝日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向をみると、「利用する必要はない」が76.4%と最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が10.6%となっています。

夏休みや冬休み等の長期休業期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向をみると、「利用する必要はない」が56.4%と最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が20.3%となっています。

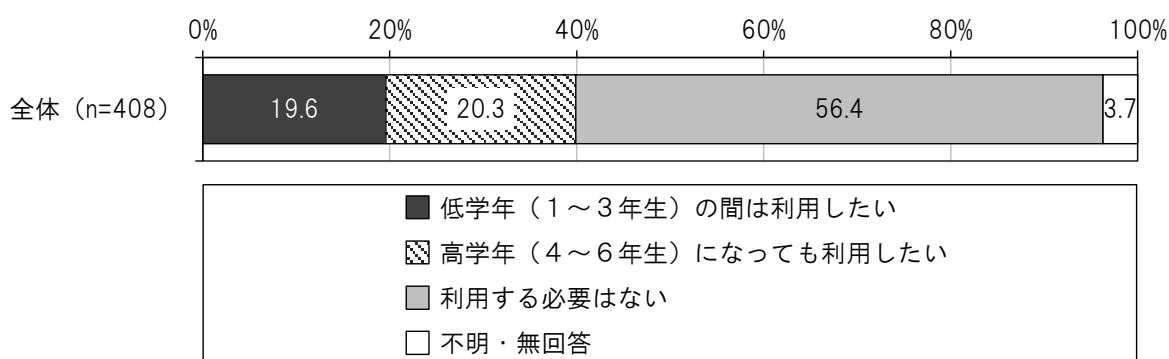
◆土曜日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向



◆日曜日・祝日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向



◆長期休業期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向



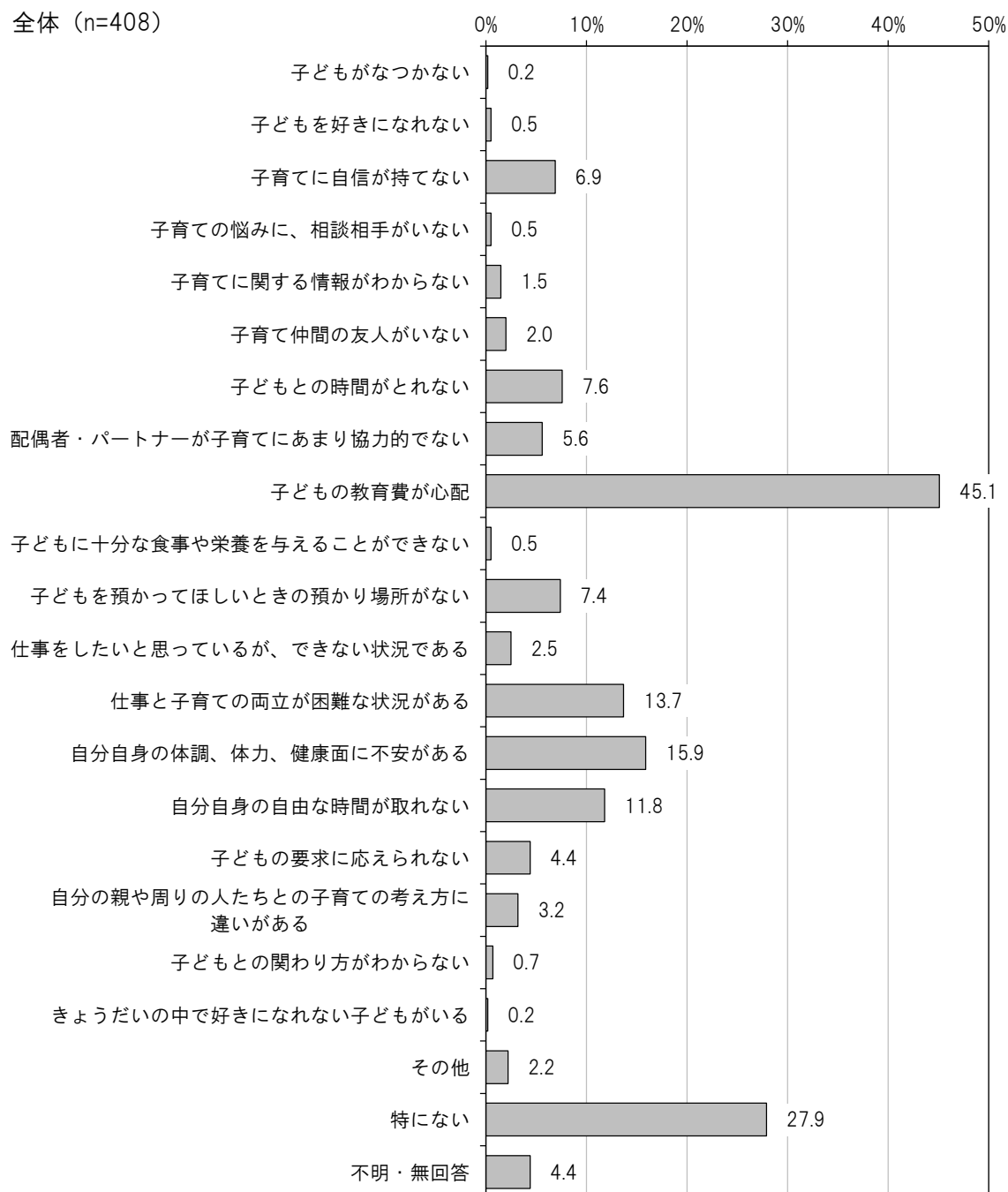
資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査(小学生児童保護者対象)

(9)子育て中に感じる不安や悩み

子育てをしていて感じる不安や悩んでいることをみると、「子どもの教育費が心配」が45.1%と最も高く、次いで「特にない」が27.9%、「自分自身の体調、体力、健康面に不安がある」が15.9%となっています。

◆子育て中に感じる不安や悩み

全体 (n=408)

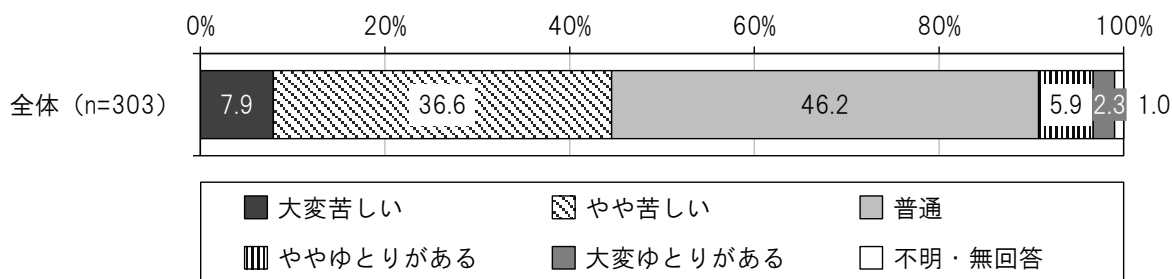


資料：令和6年度上峰町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生児童保護者対象）

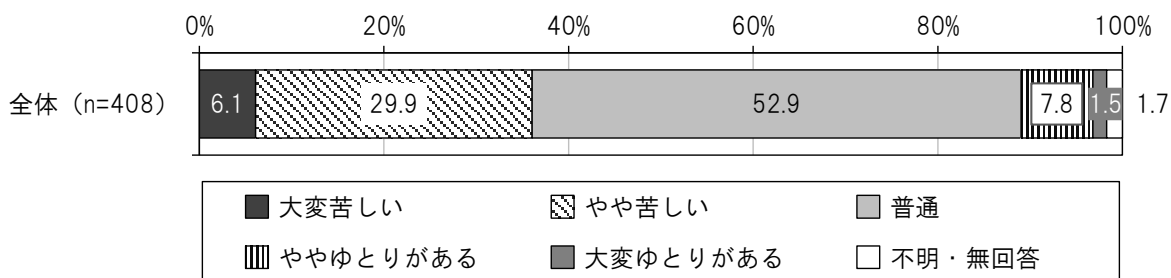
(10)現在の暮らしについて

現在の暮らしをどう感じているかをみると、就学前児童保護者では、「普通」が46.2%と最も高く、次いで「やや苦しい」が36.6%、「大変苦しい」が7.9%となっています。小学生児童保護者では、「普通」が52.9%と最も高く、次いで「やや苦しい」が29.9%、「ややゆとりがある」が7.8%となっています。

◆現在の暮らしの実感（就学前児童保護者）



◆現在の暮らしの実感（小学生児童保護者）



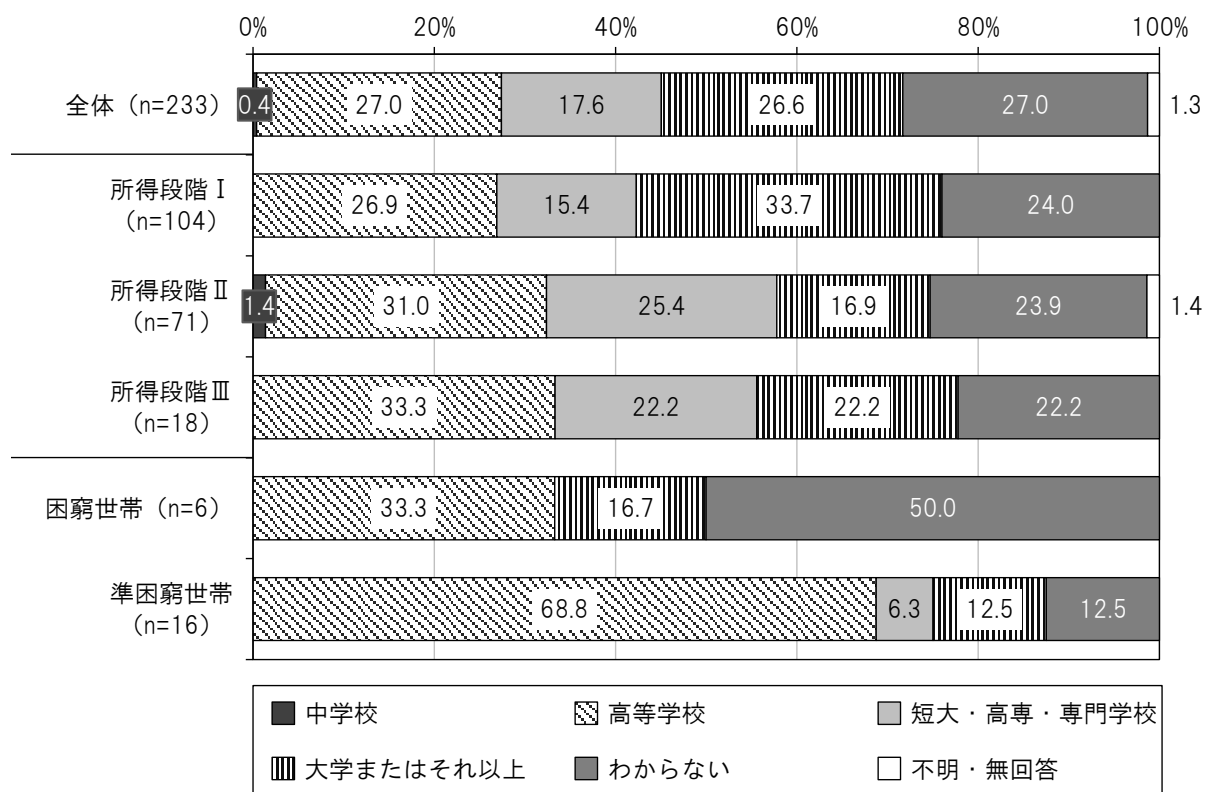
(11)保護者からみたこどもの進路

現実的な進学段階をみると、「高等学校」「わからない」が27.0%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が26.6%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅰでは「大学またはそれ以上」が33.7%、所得段階Ⅱでは「高等学校」が31.0%、所得段階Ⅲでは「高等学校」が33.3%となっています。

はく奪指標別にみると、準困窮世帯では「高等学校」が68.8%となっています。

◆現実的なこどもの進路



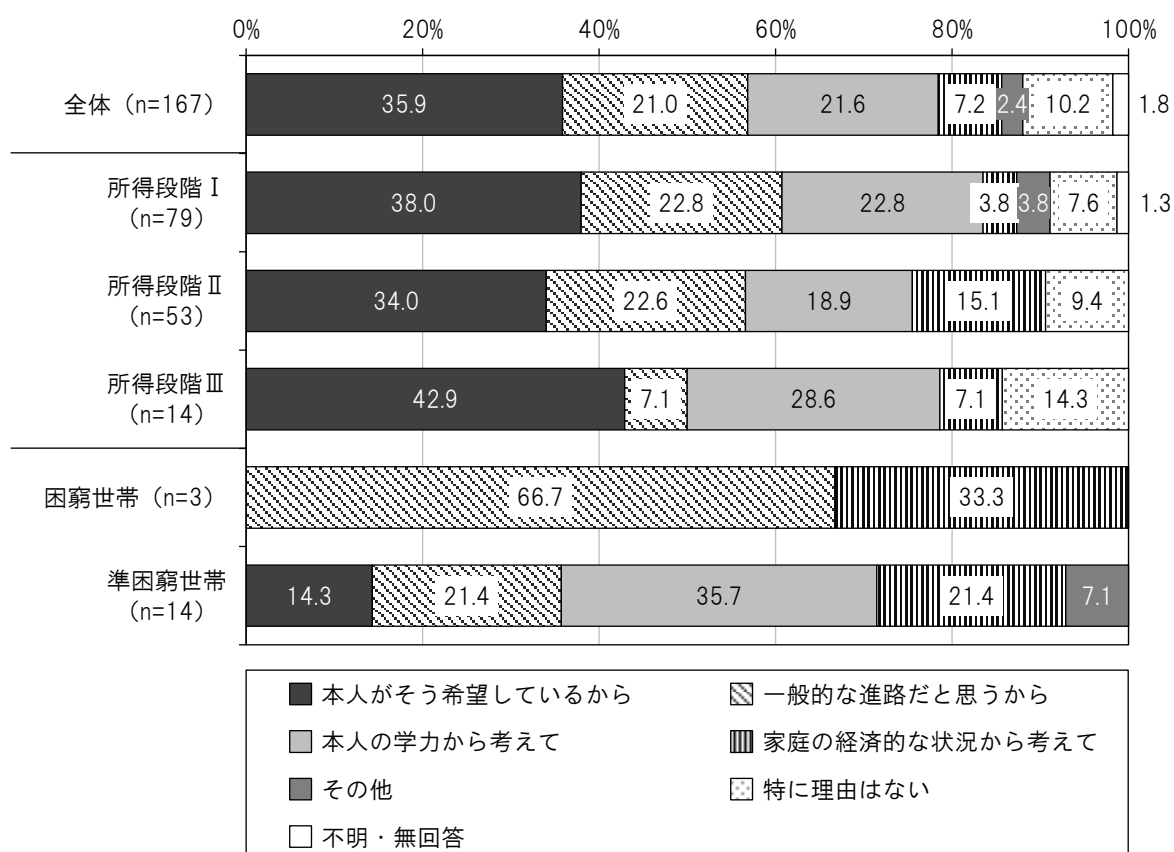
資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

現実的な進学段階を回答した理由をみると、「本人がそう希望しているから」が 35.9%と最も高く、次いで「本人の学力から考えて」が 21.6%、「一般的な進路だと思うから」が 21.0%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに「本人がそう希望しているから」が最も高く、順に 38.0%、34.0%、42.9%となっています。

はく奪指標別にみると、準困窮世帯では「本人の学力から考えて」が 35.7%となっています。

◆進学段階を回答した理由



資料：令和6年度上峰町子どもの生活実態調査

(12) 団体ヒアリング調査結果

認定こども園や小学校、中学校を対象に、令和6年8月にヒアリング調査を実施し、保護者や子育て支援を行う保育士、教師の日頃の様子や必要と考えられる子育て支援などを伺いました。

◆〈保護者の様子等（一部要約）〉

保護者の様子	内容
親の子育て力 	・親の生活習慣に影響され、夜更かしが常態化したり、朝ご飯を食べたりしないこどもたちも見受けられる。 ・こどもとの接し方について悩んでいる保護者も多い。 ・スクールカウンセラー⁵による面談は、利用者が増加しており、定員に対して、予約がすぐに埋まるような状況が続き、子育てに不安を感じている保護者も多い。 ・保護者の子育て力は、家庭によって差があり、それを補っていく必要があると感じているが、現行の制度や資源では限界があるように思う。
地域の子育て支援事業の利用 	・親とこども、地域の人たちが交流できる子育て支援拠点に来ている親子の中には、こどもたちと交流も見守りもしない保護者も見受けられる。 ・サービス利用に関する内容や条件等が、保護者に上手く伝わっていない。 ・子育て支援拠点へは、こどもとの交流だけでなく、情報を求めて来る人や居場所を求めて来る人もいる。 ・上峰町だけでなく、吉野ヶ里町やみやき町の人たちも来ることもあるので、上峰町以外の機関とも連携を取りながら、事業を進めていきたい。
保育士、教師、その他子育て支援者の状況 	・職員の確保が難しく、近隣自治体へ求職者が流れていく現状である。 ・上峰町や園の魅力を向上させていくことで、求職者から選ばれるようにしたい。 ・業務量が増えており、人材育成のための研修などを行う余裕がなくなっている。 ・こどもたちと接する際には、こどもたちが不安感を抱かないように気を配っている。日頃からこどもたちに向き合い、小さな SOS に気づくことが重要である。

⁵スクールカウンセラー：学校に配置され、児童生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。

5 課題の整理

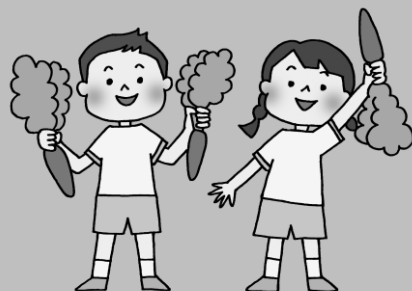
乳幼児～小学校入学前児童



- ・令和3年度の出生率は9.7‰と、平成29年度と比べると低くなっています。また、0～5歳人口についても、令和6年時点で554人となり、令和5年と比べると減少しています。一方で、認定こども園の申込者は増加傾向にあり、今後も受け皿の確保が重要となります。
- ・認定こども園へのヒアリング調査結果をみると、障がいのあるこどもが増加傾向にあり、園の先生が個別で対応しています。こどもの障がいは、保護者も不安を感じることが多いことから、障がいのあるこどもへの支援の拡充・整備に加えて、障がいのあるこどもに関する正しい理解を促進することが重要です。

小学生～中学生

- ・子どもの生活実態調査をみると、1割近くのこどもたちが、家族のお世話等で学校に行けないなどがあったと回答しています。実態の詳細な把握を行った上で、必要に応じて適切な支援を行うことが必要です。
- ・こどもに関するアンケートをみると、友達との会話や遊びを楽しんでいる一方で、こどもたちは人間関係や勉強など様々な悩みを抱えています。また、生活実態調査では、勉強を無料でみてもらえるところの利用意向が高いことや園や学校のヒアリング調査では、こどもたちが相談しやすい環境をつくることが重要であるという意見もあがっており、上峰町でも学習支援の充実や相談環境の整備が重要です。
- ・近年では、SNSの普及などにより、様々なトラブルにこどもたちが巻き込まれる可能性が高まっており、それらに巻き込まれないような知識を身に付けていく必要があります。



高校生、若者世代



- ・令和2年の未婚率をみても、男性は38.4%、女性は31.9%と、平成27年から10ポイント程度上昇しており、未婚化が進んでいますが、子ども・若者の意識に関するアンケート調査をみると、現在未婚で結婚を望む人は多く、これらの希望を叶える施策が重要です。
- ・子ども・若者の意識に関するアンケート調査をみると、こどもがほしくない理由として、子育ての自信がないことや経済的に困難であることを回答している人も多く、次代の親をはじめとする、子育て力の向上や生活基盤の安定に向けた取り組みが必要です。
- ・また、将来に明るい希望を持ちつつも、将来や仕事に不安を抱える若者も多く、若者が希望を持ってライフプランを描ける支援が必要です。
- ・居心地の良い場所として、地域をあげる人も多いことから、今後も、こども・若者にとって住みよい上峰町となるようにまちづくりを推進することが重要です。

子育て世帯

- ・国勢調査をみると、令和2年時点の女性の就業率は、35～39歳を除く全年齢で高くなっています。また、こどものいる家庭の中でも、共働き世帯の割合は令和2年時点で6割ほどまで上昇しており、各種子育て支援の拡充やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行うことが重要となります。
- ・ニーズ調査をみると、子育て中に感じる不安として教育費が最も多くあげられています。子どもの生活実態調査をみると、貧困と判定される世帯ほど、家庭の経済状況がこどもの進路に影響を与えていると考えられます。これらのことから、子育て世帯に対しての経済支援を拡充するほか、支援に関する情報発信も必要です。
- ・園や学校のヒアリング結果をみると、子育てについて悩んでいる保護者が多いこと、もう少しこどもとの関わり方を改善すべき保護者もいることなどがあげられています。これらのことから、子育ての方法について学べる機会と正しい情報の発信も重要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

上峰町ではこれまで、上峰町子ども・子育て支援計画を策定し、「家庭と地域ではぐくむ 親と子の笑顔あふれる子育てのまち かみみね」を基本理念として掲げ、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加、都市化による地域のつながりの希薄化、核家族化の進行など社会環境の変化に合わせ、上峰町に住むすべてのこども及び子育て世帯に対する支援を行ってきました。

今回、上峰町では、新たにこども計画を策定するにあたって、こどもや子育て世帯だけでなく、若者も希望を持って暮らすことのできる町を目指して、また、地域でこどもや子育て世帯、若者を支えていける町を目指して、「こどもの笑顔と若者の希望を地域で育てる上峰町」を基本理念に掲げ、こども・若者施策の推進及び保護者への支援の充実等に取り組めます。



**こどもの笑顔と若者の希望を
地域で育てる 上峰町**



2 基本目標

(1)安心して子育てができる支援体制づくり

どのような境遇にあっても、母親が安心して出産し、保護者が安心して子育てできる環境を整えることは町の責務です。上峰町に住むすべての子育て世帯が、安心してこどもを育てることができるように、教育・保育に関する事業の整備を行います。

教育・保育の環境整備に加えて、成長段階に応じた、切れ目のない保健・医療の確保や医療的ケア児や難病に関する支援、こころの健康維持につながる施策を実施し、こどもたちにとっても安心して過ごせる上峰町を目指します。

また、子育てに関する経済的な支援を実施し、すべての子育て世帯の安定した生活を支えます。

(2)のびのび暮らせるこどもまんなかまちづくり

こどもたちがのびのびと成長し、自身の可能性を広げていけるように、上峰町でもすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会ビジョンである「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのために、すべてのこどもに保障されているこどもの権利の理解促進に向けた取り組みを推進するほか、安心して過ごせる居場所の構築、犯罪に巻き込まれないための非行防止、青少年健全育成に向けた取り組みを実施します。

また、地域でこどもたちを支えていけるように、必要な環境整備を行います。

(3)結婚・出産、就労の希望を叶え、いきいきと過ごせる環境づくり

結婚や出産、子育て、就労など、こども・若者は様々な希望を持っています。個人の考えや多様な価値観を尊重することを大前提としながらも、一人ひとりの希望に沿った将来を実現し、上峰町でいきいきと過ごせるための環境整備を行います。

若者の出会いから結婚、出産、子育てについて、一人ひとりの希望を叶えるための取り組みを実施するほか、こども・若者が、自身の望む仕事に就き、自立するための支援を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した取り組みを町全体で推進し、若者が活力を持って生活できる環境を構築します。

(4)包括的な支援体制の整備に向けた地域づくり

上峰町では、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口を設置しています。今後も、誰一人取り残さない支援体制の整備に向けて、取り組みを進めます。

こども・若者に対しても、ヤングケアラー、ひとり親家庭、外国にルーツを持つこどもなど、様々な生活環境の中で、支援を要するこどもたちも多く、誰一人取り残さない支援が重要となります。

また、こども・若者が様々な体験や地域活動を通じて成長していくための機会の創出を地域一体となって取り組みます。

上峰町では、断らない相談窓口として設置された「かみつばき」のほかにも、ファミリー・サポート・センター「そらめじろ」、地域子育て支援拠点「びよびよらんど」など、こども・若者や子育て世帯が相談や利用できる機関が多くあります。それらの機関を、利用したい人が適切に利用できるように、窓口の整備や周知・啓発を行うほか、上峰町内の各機関の連携強化を図ります。



3 計画の体系

基本目標	施策カテゴリー	施策
基本目標 1 安心して子育て ができる支援体 制づくり	(1) 保育事業及び子育て 環境の整備	保育施設・運営給付事業の推進（通常保育事業）/幼児教育・保育の質の向上/延長保育事業の充実/一時預かり事業の充実/こども誰でも通園制度の推進/児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業/ファミリー・サポート・センター事業の推進/上峰町絵本だいすき応援プロジェクト
	(2) 教育事業及び学習環境 の整備	幼児教育の充実/基本・基礎学力の定着/学校等における「生きる力」の育成支援/放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ）/放課後児童クラブでの昼食提供/食育の推進/国際・情報・福祉教育の充実
	(3) 成長段階に応じた 保健・医療の確保	母子健康手帳の交付/妊産婦・乳幼児訪問事業の推進/妊産婦・乳幼児健康診査事業の推進/小児医療体制の整備/インフルエンザ予防接種の一部助成/おたふくかぜ予防接種の一部助成/各種健（検）診の受診勧奨
	(4) こころの健康を支える 取り組みの充実	母子保健相談事業の推進/不登校児童・生徒に対するこころのケアの推進/こども・若者の自殺対策の推進
	(5) 様々な医療を必要と するこどもへの支援	こどもの虫歯予防/医療的ケア児、特別な支援を要するこどもへの支援/介護者に対するレスパイトケアの充実
	(6) 子育て世帯を支える 経済支援の充実	妊婦のための支援給付金/子育て定期便/子育てのための経済的支援の充実/教育費負担の軽減/多子世帯負担軽減
基本目標 2 のびのび暮らせ るこどもまんな かまちづくり	(1) こどもの権利等の 理解促進	意見表明等支援事業（こどもアドボカシー）/人権教育の推進/こどもの人権擁護に関する条約・法律等の啓発
	(2) こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくりの充実/児童遊園・公園の整備
	(3) 青少年の健全育成	地域における防犯事業の推進/性に関する正しい知識の習得、「生命（いのち）の安全教育」の推進/有害図書、有害玩具等の規制/喫煙・飲酒・薬物乱用防止の活動の推進
	(4) 事故や災害の防止など 安全・安心に暮らせる 環境の整備	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進/コミュニティバス「のらんかい」の利用促進/交通事故防止・安全対策の推進/安心してインターネットを利用できる環境の整備/良好なファミリー住宅の供給支援/公共施設のバリアフリー化の推進/防災対策の推進
	(5) 地域で取り組む子育て 支援	子育てに関する住民組織の育成・支援/子育て応援の店の推進/適切な情報提供

基本目標	施策カテゴリー	施策
基本目標 3 結婚・出産、就労の希望を叶え、いきいきと過ごせる環境づくり	(1) 出会い・結婚応援の推進	将来のライフプランを考える機会の創出/出会い結婚応援企業の登録推進/上峰町結婚新生活支援事業補助金の交付
	(2) 次代の親の育成支援、保護者支援	妊娠、出産に関する正しい知識の普及/妊娠・出産・育児に関する不安の解消/子育て力向上に向けた取り組みの推進
	(3) 就労の希望を叶える支援の拡充	若者への就職支援及び正社員化支援/多様な勤務形態など「働き方の見直し」の推進
	(4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現	男女共同参画社会の推進/男性を含めた育児休業制度の普及・啓発/労働条件・労働環境の向上に対する法・制度の周知
基本目標 4 包括的な支援体制の整備に向けた地域づくり	(1) きめ細かな支援ニーズへの対応	障がい児支援施策の充実/いじめ防止対策/ヤングケアラー支援施策の充実/ひとり親家庭への自立支援の推進/生活困窮者自立支援/引きこもり支援対策の推進
	(2) 地域活動の充実、交流の機会の整備	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実/多世代交流活動の推進/グローバル社会を切り開いていくこども・若者の育成
	(3) 相談体制、他機関連携体制の強化	こども家庭センターの充実/多様な相談事業の充実/教育相談体制の充実/町内認定こども園、小学校、中学校の連携強化

第4章 施策の展開

基本目標1

安心して子育てができる支援体制づくり

(1) 保育事業及び子育て環境の整備

保育等の充実に向けて、認定こども園の需要に沿った定員の拡充や保育士等の確保のための取り組みを実施し、必要な供給量を確保します。

就労形態の多様化など、保育環境の変化に対応するため、住民のニーズに対応できる体制を整備しながら、様々な事業・サービスを展開します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○				○

施策	保育施設・運営給付事業の推進（通常保育事業）
内容と方向性	
働き方の多様化に伴う子育てニーズの増加に対応するため、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図ります。保護者の就労などによって平日の日中に家庭でこどもの保育ができない場合、認定こども園等においてこどもを保育します。令和3年より創設した保育士等人材確保対策新規就労支援金及び保育士等人材確保対策養育支援金及び国や県の補助事業を活用するほか、佐賀県内の大学や専門学校と連携し、保育教諭の確保及び負担軽減、離職防止に努めます。	

施策	幼児教育・保育の質の向上
内容と方向性	
幼保小連携について、「幼保小の架け橋プログラム」の実施を推進し、幼保小の架け橋時期の教育の充実を図ります。また、幼児教育の質の充実を図るため幼児教育アドバイザーの活用を推進します。また、関係部局間の連携を強化することで支援体制の充実を図ります。	

施策	延長保育事業の充実
内容と方向性	
延長保育事業は、通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育の時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う事業です。今後も働き方の多様化によりニーズが高まると考えられ、引き続き柔軟に対応できるよう努めます。	

施策	一時預かり事業の充実
内容と方向性	
一時預かり事業は、保育所に入所していない就学前児童の保護者のパート就労や、職業訓練、病気など、または育児に伴う心理的、肉体的負担の解消などを図るため、児童の一時的な保育を行う事業です。今後も多様なニーズを抱えた保護者・児童の支援のため、引き続き柔軟に対応できるよう努めます。	

施策	こども誰でも通園制度の推進
内容と方向性	
こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に児童の保育サービスを利用できる事業です。制度の整備を行い、働き方やライフスタイルが多様化する子育て家庭への支援体制を強化します。	

施策	児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業
内容と方向性	
こどもを養育している家庭で、保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等によりこどもの養育が困難になる場合に、そのこどもを一時的に預かる事業です。引き続き、事業の周知に努め、ニーズに応じた子育て世帯への支援を行います。	

施策	ファミリー・サポート・センター事業の推進
内容と方向性	
令和4年度より、ファミリー・サポート・センター上峰「そらめじろ」を開設し、地域の中で子育ての支援を受ける「利用会員」と、子育ての支援を行う「協力会員」が子育てに関する相互支援活動を行っています。今後も両会員が利活用できる体制を維持します。	

施策	上峰町絵本だいすき応援プロジェクト
内容と方向性	
こどもたちの発育段階に応じた絵本とバッグをプレゼントし、こども自身が読書の楽しさを知り、絵本を介して保護者や家族とゆっくり心ふれあう機会を創出する一助とします。4カ月児を対象とした「ファーストブック事業」、3歳児を対象とした「セカンドブック事業」、小学1年生を対象とした「サードブック事業」を実施しています。今後も家庭でのこどもの読書活動をさらに広げ、こどもたちの健やかな成長の支援を行います。	



(2)教育事業及び学習環境の整備

幼児教育や学校教育において、こどもたちが社会で活躍できる力を伸ばすために、様々な教育事業及び学習環境を整備します。

基礎的な学力の定着から「生きる力」の育成などを行い、知・徳・体のバランスが取れたこどもたちの健全な成長を支えます。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○	○			○

施策	幼児教育の充実
内容と方向性	
幼児期における教育は人間形成の基礎にあたる部分であるとの認識のもと、情操豊かな人間性、知性などを育ていくため、家庭と認定こども園など関係機関との連携を強化し、子育ての学習機会の充実、相談事業の充実など環境の整備に努めます。また、幼児教育の質の充実を図るために、幼児教育アドバイザーの活用を推進します。	

施策	基本・基礎学力の定着
内容と方向性	
「確かな学力」の確立のためには、基礎を大切にしたい着実な学力の積み重ねが必要であるため、授業を工夫・改善し、基本・基礎学力の定着に努めます。	

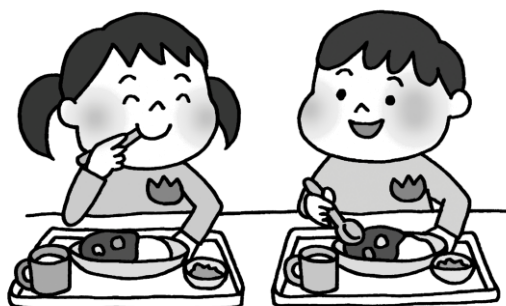
施策	学校等における「生きる力」の育成支援
内容と方向性	
こどもたちが今後の複雑な社会環境や将来の予測困難な変化に対応できるように、こどもたちの「生きる力」を育みます。「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の要素をバランスよく育むことが重要とされますが、学習指導要領や佐賀県教育施策実施計画等に基づいた教育プログラムを充実させ、心身ともに健全な人材を育成します。	

施策	放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ）
内容と方向性	
放課後児童健全育成事業は、保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生に対して、適切な遊びと学びの場を提供しています。また、放課後子ども教室との連携による取り組みを行い、すべてのこどもが一緒に活動できるプログラムの充実を図り、一体的な実施を行います。	

施策	放課後児童クラブでの昼食提供
内容と方向性	
学校の長期休暇中における保護者の負担軽減を目的として、放課後児童クラブにおいて昼食の提供を検討します。	

施策	食育の推進
内容と方向性	
小さな頃から食に対する感受性を高めるため、野菜づくりや簡単な調理実習などの「食」の体験学習を行い、給食においても食の楽しさが実感できる献立づくりを進めます。小学校においても「食」の体験学習や給食献立の工夫のほか、栄養に対する考え方などの学習を進め、効果の高い「食育」の展開を図ります。 【具体的事業】 ①栄養士等による巡回食育指導の実施 ②保護者を交えた「親子食育セミナー」の開催	

施策	国際・情報・福祉教育の充実
内容と方向性	
国際的理解を深めるために、英語指導助手（ALT）による外国語教育やホームステイの受け入れ等による国際交流を推進し、グローバル社会を自ら切り拓くこども・若者を育成します。情報化への対応としては、校内 LAN など IT 環境の整備及びパソコンの技術習得を進めるとともに、得られる情報を自ら判断し選別できる能力「情報リテラシー」の向上に努めます。また、少子高齢社会における人材の育成、他人への思いやりの心を育むため、高齢者や障がいのある人等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。 【具体的事業】 ①英語指導助手（ALT）の活用 ②ホームステイの受け入れ等による国際交流事業の推進	



(3)成長段階に応じた保健・医療の確保

保護者が安心して育児に取り組み、乳幼児期のこどもたちが健康に育つために、妊娠・出産期から成人になるまで、各ライフステージにおいて、発達段階に応じた保健・医療サービスを提供します。

地域の医療機関と連携し、一人ひとりの健康と成長を包括的に支援します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○	○	○	○	

施策	母子健康手帳の交付
内容と方向性	
妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれたこどもの健康診査や予防接種などの指導や相談を行い、母子健康手帳を交付します。	

施策	妊産婦・乳幼児訪問事業の推進
内容と方向性	
妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合にその妊産婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に必要な指導を行います。その際、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関と連携を図ります。また、新生児については、家庭訪問により、発育・栄養・疾病・育児等の不安解消に役立つよう援助します。令和6年4月より、9カ月児も訪問指導事業の対象者として追加し、支援を実施しています。	
【具体的事業】	
①妊産婦訪問指導の充実 ②乳幼児訪問事業の充実	

施策	妊産婦・乳幼児健康診査事業の推進
内容と方向性	
妊産婦または、乳幼児に対して、健康の保持並びに増進を図るために健康診査や保健指導を実施します。妊産婦は、医療機関（産科等）での健康診査となり、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病等の疾患などを早期発見し、早期治療につなげていきます。	
乳幼児は、集団健康診査と医療機関での健康診査があり、集団健康診査では、内科・歯科・保健師・栄養士・歯科衛生士の多職種が健診・保健指導を行い、発達や栄養面等の確認や疾患の早期発見・早期治療に努めています。	

施策	小児医療体制の整備
内容と方向性	
上峰町では、地域の小児医療機関との連携強化や医療費助成制度の充実などを通じて、こどもたちが安心して医療を受けられる小児医療体制の整備に取り組んでいます。今後も、より小児医療が受診しやすい体制づくりに取り組みます。	

施策	インフルエンザ予防接種の一部助成
内容と方向性	
上峰町では、インフルエンザの予防と重症化防止を目的に、乳幼児から18歳までのこどもを対象としたワクチン接種の一部助成を行っており、今後も、引き続き予防接種の推奨と助成を行います。	

施策	おたふくかぜ予防接種の一部助成
内容と方向性	
上峰町では、1歳から年長児までを対象に、おたふくかぜの予防接種を一部助成しています。今後も、引き続き予防接種の推奨と助成を行います。	

施策	各種健（検）診の受診勧奨
内容と方向性	
上峰町では、若年健診や若者から受けられるがん検診を実施しています。受診を希望する人が受診できるよう、対象者へ通知をするなど、啓発活動を行い、若者世代の健康増進を図ります。	



(4)こころの健康を支える取り組みの充実

様々な不安や悩みを抱えるこども及び保護者、若者が心身ともに健やかに暮らしていけるように、相談事業等を通じて、支援の必要な当事者の早期発見を行うとともに、適切な支援機関へつなげる体制を町内で整備します。

また、不安や悩みに気づき、行動できる人材を育成するなどし、町全体で不安や悩みを抱える人を支えていける上峰町を目指します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○	○	○

施策	母子保健相談事業の推進
内容と方向性	
妊産婦、乳幼児の保健・栄養などの個々の問題に対する個別の指導や相談に応じるとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るため、各種の母子保健相談事業を推進します。また、令和6年4月より、11カ月児を対象とした乳児相談事業を開始し、乳児期から幼児期にかけての個々の問題に対する指導や相談を実施しています。 【具体的事業】 ①11カ月児相談の実施 ②2歳児相談の実施 ③育児相談の実施	

施策	不登校児童・生徒に対するこころのケアの推進
内容と方向性	
学校等においていじめを受けたり、様々な要因で不登校になっていたりする児童・生徒をサポートするために、住民課や健康福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁶等関係機関と連携しながら、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。 また、適応指導教室として、ふるさと学館に子ども支援センターを設置するほか、中学校に学校生活指導員を配置し、不登校児童・生徒、またその傾向がある児童・生徒に対する支援を行っています。	

施策	こども・若者の自殺対策の推進
内容と方向性	
上峰町自殺対策計画をもとに、こども・若者の自殺予防に関する取り組みを推進します。悩んでいる人に気づき、適切な支援につなげるゲートキーパー⁷の養成や思春期に関する相談支援を行い、自殺者数0人を目指します。	

⁶スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

⁷ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

(5)様々な医療を必要とするこどもへの支援

すべてのこどもたちが誰一人取り残されことなく、必要とする医療を適切に受けられるようにするため、学校や医療機関と連携しながら、医療支援の充実に努めます。

また、特定の疾病を持つこどもの保護者へは、レスパイトケア⁸を支援するなど、保護者支援の充実に努めます。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○	○		○	

施策	こどもの虫歯予防
内容と方向性	
こどもたちの虫歯を防ぎ、口腔の良好な健康状態を維持していくために、認定こども園や小学校、中学校でフッ化物洗口を行います。また、口腔衛生に関する正しい情報を提供し、こどもたちが正しい口腔ケアを継続して実践できる環境をつくります。	

施策	医療的ケア児、特別な支援を要するこどもへの支援
内容と方向性	
たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要なこどもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の医療機関等の専門機関とも連携し、相談や医療型児童発達支援などの充実に努めます。また、関係機関と連携を図るための協議の場の設置を検討します。	

施策	介護者に対するレスパイトケアの充実
内容と方向性	
小児慢性特定疾病児童等を介護する家族が、一時的に介護状況から離れ休息をとることができるように、関係機関や町内事業所等との連携を図り、事業所等による医療的ケアの代行などといった支援の充実に努めます。	

⁸レスパイトケア：レスパイトとは、「休息」「息抜き」を意味し、レスパイトケアは、介護、育児または看護において、家族が一時的にケアから解放されるように支援をすること。

(6)子育て世帯を支える経済支援の充実

すべての子育て世帯に対する生活の安定やこどもの健やかな成長を目的として、上峰町では、各種経済支援を行います。児童手当や医療費助成、教育費に関する支援制度の周知などを行うほか、子育て定期便などにより物資を提供し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
				○	

施策	妊婦のための支援給付金
内容と方向性	
妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行うことを目的として、妊婦のための支援給付を実施します。給付認定を受けた妊婦に対して、5万円を給付するほか、妊娠しているこどもの人数に応じた額の給付金を支給します。	

施策	子育て定期便
内容と方向性	
子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる年齢の乳幼児のいる世帯に対して、健診や訪問の際に、おむつや離乳食を支給します。	

施策	子育てのための経済的支援の充実
内容と方向性	
家庭の経済力の差により、こどもの育ちが十分に保証されない状況にならないよう、経済的負担の軽減を中心とした支援を行います。こどもの医療費助成については、完全無償化としており、子育てに関する各種給付事業と併せて、引き続き滞りなく実施します。また、就学児保護者の経済的負担を軽減するため、引き続き給食費の無償化を実施します。	
【具体的事業】	
①児童手当の支給 ②子どもの医療費助成事業 ③実費徴収に係る補足給付事業 ④給食費の無償化	

施策	教育費負担の軽減
内容と方向性	
こどもたちが、境遇や家庭の経済状況によって就学の継続や進学を断念することなく、自らの望む教育を受けられるように、就学に係る教材費等を援助する就学援助など各種経済的支援制度について周知します。	

施策	多子世帯負担軽減
内容と方向性	
保育所や幼稚園、認定こども園を利用する多子世帯の3歳未満の乳幼児については、一定の条件のもと、利用者負担が軽減されることを広く周知し、経済的負担を理由に出産等をためらっている世帯の不安解消につなげていきます。	

基本目標2

のびのび暮らせるこどもまんなかまちづくり

(1)こどもの権利等の理解促進

すべてのこどもには、人格と尊厳があります。1989 年に子どもの権利条約においても「こどもは権利の主体である」とされ、こどもも大人と同じく、安心して暮らす権利があることが記載されています。

上峰町では、こどもの権利をはじめとする人権について、正しい内容の発信、啓発を行うとともに、町内に住むこども・若者が自身の意見を気軽に発信できるような環境整備を行います。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○		

施策	意見表明等支援事業（こどもアドボカシー）
内容と方向性	
こどもの意見聴取等のこどもの声を聴く機会を定期的実施し、こどもの生活実態を把握するとともに、関係機関等と連携し、支援の必要なこどもを適切な機関につなげます。	

施策	人権教育の推進
内容と方向性	
いじめや差別、虐待などの人権侵害に対する理解と防止に努め、児童・生徒の人権意識の高揚を図るため、人権教育を実施するとともに、教職員についても人権教育研修への積極的な参加を進めます。研修については、こどもたちに対するアンケート調査等を定期的に行い、児童・生徒の実態を十分に踏まえた上で、内容を精選し実施します。	

施策	こどもの人権擁護に関する条約・法律等の啓発
内容と方向性	
児童虐待などこどもの人権を脅かす問題の防止に向けて、「児童の権利に関する条約」や「児童虐待の防止等に関する法律」等のこどもの人権擁護に関連する条約や法律等の啓発を進めます。	
【具体的施策】	
①パンフレット等によるこどもの人権擁護に関する法・制度の啓発	
②体罰やネグレクトを防止するため、手帳や乳幼児健診の機会などを活用した周知啓発	

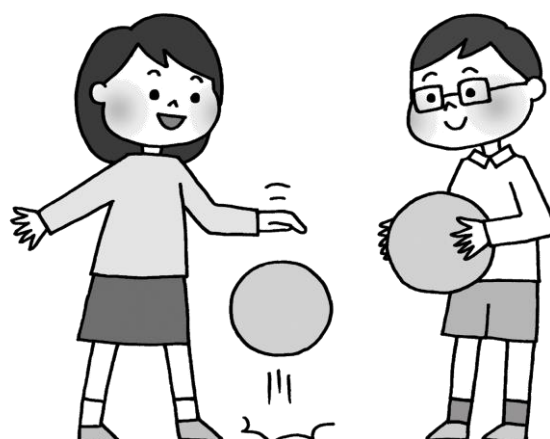
(2)こどもの居場所づくり

こどもたちが安心して成長できる社会を実現するために、放課後や休日に学習や遊び、交流を通じて自己肯定感や社会性を育む場を提供します。地域や学校、NPO などが連携して、こどもたち一人ひとりの個性が尊重され、安心して暮らせる場を整備します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○		

施策	こどもの居場所づくりの充実
内容と方向性	
こどもや若者が、気軽に勉強したり遊んだりすることができる“居場所”を整備します。また、関係機関や団体と情報を共有したり地域ネットワークを構築したりするなど、官民連携による体制づくりを行います。	

施策	児童遊園・公園の整備
内容と方向性	
児童公園など身近な公園については、こどもが安全に遊べる場所となるよう、風紀の保全、見通しを良くするなど防犯を意識し、あらゆる年齢のこどもが安全に遊べるように遊具の改修など整備に努めます。また、引き続き適切な遊具点検及び修繕を実施し、地区住民とも連携して安心安全な公園環境の整備に努めます。遊具の新設については、設置後の管理も考慮した上で必要性の有無を検討します。	



(3)青少年の健全育成

上峰町では、こども・若者が犯罪等に関わることなく、心身ともに健やかに社会性を形成できる町の実現を目指します。地域全体で防犯、非行防止に関する取り組みを推進するなど、青少年健全育成に関する取り組みを推進します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○		

施策	地域における防犯事業の推進
内容と方向性	
近年、多発しているこどもをとりまく犯罪防止のために、犯罪等に関する情報提供、ボランティアによる防犯活動強化など、地域に根付いた防犯事業を展開します。大人が地域のこどもたちに対して気にかけることができるような環境をつくることで、こどもの安全を守っていきます。 【具体的施策】 ①地域防犯体制の強化 ②地域のおじちゃん・おばちゃん推進運動の普及	

施策	性に関する正しい知識の習得、「生命（いのち）の安全教育」の推進
内容と方向性	
学校において、性に関する指導の推進を図ります。その際、大学や医師会、医療機関等と連携し、こどもたちが正しい知識のもと、適切な人間関係を構築できる支援を行います。また、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないために、幼児期からそれぞれの発達段階に応じて、切れ目のない「生命（いのち）の安全教育」を推進します。	

施策	有害図書、有害玩具等の規制
内容と方向性	
関係機関と連携して、有害図書等について、適切な販売がされているか等の調査を実施します。また、有害図書等の取扱いについて、正しい情報を周知します。	

施策	喫煙・飲酒・薬物乱用防止の活動の推進
内容と方向性	
街頭キャンペーンを実施するなど、こどもの喫煙や飲酒、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。また、関係団体と連携し、学校などにおける喫煙や飲酒、薬物乱用防止教室を開催するなどし、未成年の健全な成長を支えます。	

(4)事故や災害の防止など安全・安心に暮らせる環境の整備

上峰町のこども・若者が安心して上峰町で生活できるように、通学等の移動手段や住まいなど、町の中での生活環境を整備します。

また、事故や災害に備えた行動を日頃から行い、事故や災害が発生したときの被害を最小化できるよう、各種の取り組みに努めるほか、児童虐待やネグレクトなどについても、日頃から情報を共有し、疑いのある人の早期発見及び対応を行います。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○		

施策	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進
内容と方向性	
「上峰町要保護児童対策地域協議会」において「実務者会議」や「ケース検討会議」等を実施し、虐待を受けているこどもや、虐待をしている親に対するケアを行っていきます。乳児家庭全戸訪問事業により虐待の早期発見に努め、「上峰町要保護児童対策地域協議会」と連携を取りながら問題の解決に努めます。また、こども家庭センターと連携し、検討会などで情報交換を行い、虐待防止や問題の早期発見に努めます。 【具体的施策】 ①乳児家庭全戸訪問事業による虐待の早期発見 ②関係機関による「児童虐待ケース検討会」の開催 ③関係機関による要保護・支援者への訪問によるケアの充実	

施策	コミュニティバス「のらんかい」の利用促進
内容と方向性	
上峰町では現在、コミュニティバス「のらんかい」（通学バス）を運行しており、児童・生徒の安全な通学、送り迎えを要する保護者への負担軽減を図っております。また、小学校の下校時間に合わせた運行を行うために、小学校と連携をとっています。その他、通学バスの利用が困難な場合は、「乗り合いタクシー」の利用を促します。	

施策	交通事故防止・安全対策の推進
内容と方向性	
警察や交通安全協会等と連携し、認定こども園や小学校での交通安全教室、PTA、自治会等による安全登校指導などにより、引き続き交通安全に対する教育・啓発を行っていきます。	

施策	安心してインターネットを利用できる環境の整備
内容と方向性	
子どもを犯罪の加害者や被害者にしないために、学校などで SNS やインターネット等に関する講話を行うなど、情報リテラシーの習得を支援するほか、インターネット上のいじめや誹謗中傷などの不適切な書き込みがされていないかを監視し、適切にインターネットが利用できる環境を整備します。 また、保護者と子どもの中で、インターネット使用のルールを定めるペアレンタルコントロール⁹を推進します。	

施策	良好なファミリー住宅の供給支援
内容と方向性	
子育て家庭が育児を含めたゆとりある生活を送るために、子育て世帯に配慮した経済的で、子どもにやさしい住宅・住環境の提供に努めます。その際、町営住宅における子育て家庭への配慮を進めます。	

施策	公共施設のバリアフリー化の推進
内容と方向性	
公共施設、道路、公園などの整備等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることや、バリアフリー化を進めるとともに、子どもや親子連れが安全に安心して利用できる公共施設等の整備を進めます。	

施策	防災対策の推進
内容と方向性	
災害による被害に巻き込まれないように、防災や減災に努めます。地域において防災マップを作成したり学校などで避難訓練を定期的実施したりするほか、避難の必要のある人の把握及び災害時に取るべき行動などの情報を共有し、災害に強いまちづくりを推進します。	



⁹ペアレンタルコントロール：子どもたちが適切に、スマートフォンやパソコンを利用できるように、家庭内で使用のルールを定めるなど、保護者が管理をすること。

(5)地域で取り組む子育て支援

上峰町では、町に住む保護者が安心して子どもを養育できるように、適切な情報や支援体制に基づいて、地域子育て支援事業等を実施します。

また、支援機関や人材の育成を行い、地域全体が子育ての担い手となるような町を目指します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
				○	○

施策	子育てに関する住民組織の育成・支援
内容と方向性	
子育てを担うのは家庭や学校だけではなく、地域や各種事業者など様々な組織や関係団体による協力が必要です。補助金の交付や講師派遣などの連携を通じて、「NPO」や「ボランティア」「サークル団体」など、地域住民が主体となった組織や団体の育成を積極的に行い、地域を舞台とした子育て支援を展開していきます。	

施策	子育て応援の店の推進
内容と方向性	
佐賀県の子育て世帯へ商品の割引や特典の付与等を行う事業（子育て応援の店）と連携し、町内の子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、地域全体で子育てを支援するという機運を醸成します。	

施策	適切な情報提供
内容と方向性	
妊娠期から子育て期にかけて適切な情報が周知されるように、各種講座等を開催するほか、中心市街地の整備が完了後、利用できる町内の子育て施設等をまとめたガイドブックを作成します。	

基本目標3

結婚・出産、就労の希望を叶え、いきいきと過ごせる環境づくり

(1) 出会い・結婚応援の推進

結婚を望む若者が上峰町で自身の希望を叶え、生活を送ることができるように、結婚及びその後の生活の安定に向けた支援を行います。

また、将来について考えるセミナーの開催や情報発信を通じて、こども・若者が自身の今後を考える機会を創出します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
		○	○		

施策	将来のライフプランを考える機会の創出
内容と方向性	
若者が、結婚や出産、育児などについて考え、自身の希望を叶えられるように、ライフプラン設計に関する情報を発信するほか、こどもとの交流の場の創出やセミナー等の開催を検討します。	

施策	出会い結婚応援企業の登録推進
内容と方向性	
佐賀県では、県内企業に対して「出会い結婚応援企業」の登録を促しています。上峰町でも、結婚を希望する従業員が自身の希望を叶えられるように、町内の企業に対して「出会い結婚応援企業」に関する情報を発信し、登録を促進します。	

施策	上峰町結婚新生活支援事業補助金の交付
内容と方向性	
上峰町では、結婚に伴う経済的負担を軽減するために、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援します。主に、住宅賃貸借費用、住宅購入費用、住宅リフォーム費用及び引越費用の一部を補助します。	



(2)次代の親の育成支援、保護者支援

将来親となる可能性のある世代や現在妊娠中の人たちに対して、親になることや子育てへの不安の解消に努めるとともに、正しい理解のもとで育児等に取り組めるように、適切な情報発信や子育てに関する講座等の開催、相談支援など多角的な支援を行います。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
			○	○	

施策	妊娠、出産に関する正しい知識の普及
内容と方向性	
こころと体の健康に関する正しい情報を発信するほか、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識をもとに考え、健康管理を行うプレコンセプションケア ¹⁰ に関して普及・啓発を進めます。	

施策	妊娠・出産・育児に関する不安の解消
内容と方向性	
上峰町では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な支援や相談支援等を行うこども家庭センターを設置しています。また、重層的支援体制整備事業の一環として、おたっしや館内に「かみつばき」を開設しており、町のよろず相談所として、子育てや介護など様々な相談を受け付けています。子育て等、生活全般の困りごとを抱える住民に対して、専門家による適切な相談を行い、住民の抱える不安の解消に努めます。	

施策	子育て力向上に向けた取り組みの推進
内容と方向性	
上峰町では、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、各種子育て講座や保護者同士が交流できる機会の創出、地域ネットワークの強化を通じて、保護者の子育て力の向上を図ります。	

¹⁰プレコンセプションケア：男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。

(3)就労の希望を叶える支援の拡充

近年、フレックスタイム制¹¹や在宅勤務（リモートワーク）など、就労形態は多様化しています。若者がこの多様化する就労環境の中で、自身が望む働き方を選択できるように、上峰町では佐賀県や地元企業等と連携して、就職や勤務形態の見直しについて支援します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
			○		

施策	若者への就職支援及び正社員化支援
内容と方向性	
ハローワークや佐賀県の就職支援施設等と連携して就職セミナーや企業説明会を開催し、若者の雇用の安定化を図ります。また、きめ細かな若者支援を行い、若者の正社員化を進めます。	

施策	多様な勤務形態など「働き方の見直し」の推進
内容と方向性	
働く男女一人ひとりが職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、「フレックスタイム」「在宅勤務（リモートワーク）」「ワークシェアリング ¹² 」など、子育てにかかる時間を柔軟にとれる勤務形態の採用を公共職業安定所や関係機関等に働きかけ、多様な働き方が行えるよう啓発を行います。	

¹¹フレックスタイム制：あらかじめ定められた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めて働くことができる制度のこと。

¹²ワークシェアリング：雇用の維持・創出を目的として労働時間の短縮等を行い、一人ひとりの業務負担を調整するもの。

(4)男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現

就労形態の多様化に加え、共働き世帯の増加などから、ワーク・ライフ・バランスの実現は社会全体で取り組むべき課題となっています。

上峰町では、男性も女性も、就労及び家庭生活の希望を叶えるためにも、育児休業の取得促進や労働環境の整備等の取り組みを推進し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画社会の実現を目指します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
			○		

施策	男女共同参画社会の推進
内容と方向性	
男女共同参画の理念に基づき、国・県、各種関係団体が開催する男女共同参画に関するセミナーやイベントをはじめ、「男性の家事・育児参加を促すための各種講座」等について参加を促す広報・啓発を図り、男女共同参画に関する住民の理解を深めていきます。	

施策	男性を含めた育児休業制度の普及・啓発
内容と方向性	
男性を含めた育児休業の取得について、国・県及び関係団体の発行するポスターを活用して、企業等に積極的に普及・啓発していきます。	

施策	労働条件・労働環境の向上に対する法・制度の周知
内容と方向性	
子育てしやすい環境をつくるために、企業の雇用主等に対して、「育児・介護休業法」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など各種法制度の啓発を行います。	



基本目標4

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくり

(1)きめ細かな支援ニーズへの対応

近年、上峰町でも、住民の抱える生活課題が多様化・複合化し、誰一人取り残さない、きめ細かな支援ニーズの重要性が高まっています。

上峰町では、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口の設置など、様々な取り組みを進めています。

上峰町では、様々な生活課題を抱えるこども・若者に対して、一人ひとりに適した支援を行うため、各種取り組みを推進します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○	○	○	○	○

施策	障がい児支援施策の充実
内容と方向性	
障がいがあるこどもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が必要であり、リハビリテーションや成長過程に応じた教育・訓練指導など障がい者福祉サービスの充実及び各種の助成制度の充実を図ります。また、近年はLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）など、従来の障がい者施策では対応が遅れている児童・生徒に対しては、「療育支援」の考えのもと、県や他市町と連携しながら早期から一人ひとりの特性にあった教育・指導を実施していきます。 【具体的事業】 ①身体障害者手帳・療育手帳の交付 ②特別児童扶養手当、障害児福祉手当など各種手当の支給 ③日常生活用具の給付・貸与 ④ホームヘルパーの派遣等の居宅生活支援 ⑤LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の児童・生徒に対する教育支援体制の整備 ⑥小・中学校における特別支援教育支援員の配置	

施策	いじめ防止対策
内容と方向性	
いじめは、身体や人格を傷つける人権の侵害であり、「未然防止」や「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」に向けた、様々な関係機関による取り組みが重要です。上峰町ではいじめ防止に向けて、関係機関で事例を共有する場を設けるほか、いじめが起こらない学校の体制づくりを進めます。	

施策	ヤングケアラー支援施策の充実
内容と方向性	
ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされる家事や家族の世話等を日常的に行い、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な遊びや勉強等の時間を奪われ、身体的・精神的負荷がかかっているこもたちのことで、わが国では子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。上峰町では、ヤングケアラーに関して正しい情報を発信するほか、実態の把握及び適切な機関へつなぐなど、支援体制を整備します。	

施策	ひとり親家庭への自立支援の推進
内容と方向性	
ひとり親家庭等は、社会的にも経済的にも、さらには精神的にも困難を抱えやすい状態にあります。そのため、安心して生活できるよう関係機関と連携し、個々の家庭状況に応じた自立を支援していきます。また、創設したこども家庭センターや利用者支援等にて、子育ての悩み相談に応じます。 【具体的事業】 ①児童扶養手当の受給相談・申請受付 ②ひとり親家庭等医療費の助成事業 ③母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談 ④ひとり親家庭交流の場づくり ⑤母子相談員や民生児童委員等による相談支援体制の充実 ⑥養育費の確保支援	

施策	生活困窮者自立支援
内容と方向性	
生活困窮者は、金銭面だけでなく、健康や住居、就労など様々な課題や困難を複合的に抱えてしまっていることが多く、関係機関との連携を強化するほかに、包括的かつ継続的な支援が重要です。上峰町では、「かみつばき」などの機関において、子育てや介護、就労、家庭内暴力など、様々な相談を受けています。今後もこれらの機関と連携を取りながら、生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進します。	

施策	引きこもり支援対策の推進
内容と方向性	
引きこもりについては、要因や必要とする支援も様々であるため、「かみつばき」や社会福祉協議会をはじめとする専門機関での相談支援体制の充実を図ります。また、年齢を問わず、相談から社会参加、自立まで継続的な支援を行う「佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）」について周知します。	



(2)地域活動の充実、交流の機会の整備

多様な体験活動は、こどもたちの健やかな成長だけでなく、家族等との絆を深める機会や心の拠り所になります。上峰町では、生涯学習の充実や世代、国籍を超えた交流機会の創出により、こども・若者の参加できる地域活動の充実を図ります。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
	○	○	○	○	○

施策	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実
内容と方向性	
地域住民や企業・団体等の幅広い参画により、こどもたちの成長を支えていきます。それらの活動を通じて、こどもたちの社会性・自主性・創造性等を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図ります。具体的には、「新・放課後子どもプラン推進事業」のプログラムを中心に、野外活動キャンプ等の体験学習、スポーツや文化活動を通して、地域住民との交流を行っていきます。また、「米多浮立」をはじめ、地域固有の文化やそれを継承している人材を活用して、世代間の交流を行っていきます。 【具体的施策】 ①放課後子ども教室（子どもの広場） ②新・放課後子どもプラン推進事業 ③地域文化及び地域人材の活用 ④体験学習・文化活動等の充実 ⑤子ども米多浮立	

施策	多世代交流活動の推進
内容と方向性	
多世代交流の推進に向けて、地域内の様々な年齢の人たちが集まるイベントや活動を企画し、相互理解と支え合いの関係を築きます。また、こどもから高齢者まで、地域の様々な世代が気軽に集まり、食事を通じて交流する場を提供する多世代交流食堂についても整備を進め、こどもたちの交流の機会を増やすだけでなく、若者や高齢者の孤立防止にもつなげます。	

施策	グローバル社会を切り開いていくこども・若者の育成
内容と方向性	
多様な文化や価値観を理解し、主体的に行動できる人材を育成するために、国際文化の理解を深める体験活動を実施します。	

(3)相談体制、他機関連携体制の強化

支援の必要な人が、気軽に相談窓口等の支援機関につながるができるように、また、支援の必要な人が抱える多様な課題に迅速かつ的確に対応するため、窓口などの環境整備を行うほか、認定こども園や学校、関係機関との連携を強化し、課題解決を地域全体で支える体制を構築します。

主な 取り組みの対象	乳幼児	児童・生徒	若者	保護者	子育て支援者
					○

施策	こども家庭センターの充実
内容と方向性	
令和6年より、切れ目のない相談支援体制をつくっていくために、上峰町ではこども家庭センターを開設しました。今後も、こども家庭センターの支援の質の向上に努め、妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報提供、助言を行います。	

施策	多様な相談事業の充実
内容と方向性	
障がい児や外国につながる幼児に対し、当該こども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。	

施策	教育相談体制の充実
内容と方向性	
学業や学校生活など児童・生徒をとりまく様々な問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童・生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラー等を必要に応じて派遣を要請し、様々な問題について専門的な立場から相談に応じます。	
【具体的事業】	
①スクールカウンセラー活用事業の充実 ②スクールソーシャルワーカー活用事業の充実	

施策	町内認定こども園、小学校、中学校の連携強化
内容と方向性	
認定こども園、小学校、中学校が連携を強化し、こどもたちが安心して生活できる体制を整えます。各校間で情報共有や交流活動を行い、こども及び保護者が抱える進学・進級の不安や日常生活の悩みなどの解消に向けて取り組みを進めます。	

第5章

量の見込みと確保方策

1 区域の設定

第5章では、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保方策を記載しています。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、町内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 幼児期の教育・保育に係る見込みと確保方策

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、必要利用定員総数を定めます。

(2)教育・保育の提供体制

保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。

教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

満3歳未満のこどもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望しているこども	認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望しているこども	認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望しているこども	認定こども園

児童数については、「住民基本台帳」の人口をもとに、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績をもとに算出しました。

◆表の見方

○表側の「量の見込み」は、その年の各認定区分がそれぞれ何人いるかを推計したものです。「量の見込み」における「上峰町在住児」は上峰町内のこどもの何人が各認定区分となるかを推計しています。「他市町在住児」は、上峰町外からの需要見込みを推計しています。

○表側の「確保方策」は、施設の定員数となっています。「上峰町所在施設等」については、上峰町内の施設の定員数を示しています。

○「差し引き」は、過不足量を示しています。

		令和7年				
		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み						
	上峰町在住児	134	151	15	49	47
	他市町在住児	29	10	0	2	3
	合計①	163	161	15	51	50
確保方策						
	上峰町所在施設等②	210	161	35	49	55
差し引き（②—①）		47	0	20	△2	5

		令和8年				
		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み						
	上峰町在住児	130	146	15	49	55
	他市町在住児	29	10	0	2	3
	合計①	159	156	15	51	58
確保方策						
	上峰町所在施設等②	210	161	35	49	55
差し引き（②—①）		51	5	20	△2	△3

		令和 9 年				
		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み						
	上峰町在住児	126	142	15	49	55
	他市町在住児	29	10	0	2	3
	合計①	155	152	15	51	58
確保方策						
	上峰町所在施設等②	210	161	35	49	55
差し引き (②—①)		55	9	20	△2	△3

		令和 10 年				
		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み						
	上峰町在住児	126	142	15	49	55
	他市町在住児	29	10	0	2	3
	合計①	155	152	15	51	58
確保方策						
	上峰町所在施設等②	210	161	35	49	55
差し引き (②—①)		55	9	20	△2	△3

		令和 11 年				
		1 号認定	2 号認定	3 号認定		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み						
	上峰町在住児	133	149	15	49	55
	他市町在住児	29	10	0	2	3
	合計①	162	159	15	51	58
確保方策						
	上峰町所在施設等②	210	161	35	49	55
差し引き (②—①)		48	2	20	△2	△3

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。

上峰町では、令和6年度より母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営し、妊娠期から出産、子育て期までを包括的に支援するため「こども家庭センター」を設置し体制の強化を図っています。また、令和4年度より切れ目ない支援として開始した「伴走型相談支援事業」が、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」に代わり、面談等により情報提供や相談等を行います。

①基本型

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実施力所数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み			1	1	1	1	1	1	1	1
確保の内容					1	1	1	1	1	1

②地域子育て相談機関

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実施力所数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み			1	1	1	1	1	1	1	1
確保の内容					1	1	1	1	1	1

③こども家庭センター型

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実施力所数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み					1	1	1	1	1	1
確保の内容					1	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み			2,714	3,719	3,377	3,377	3,561	3,548	3,561	3,588
確保の内容					4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440

(3)妊婦健康診査

上峰町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。また、妊婦健康診査の未受診者には受診勧奨を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	98	98	89	97	95	95	95	96	96	96
確保の内容					95	95	95	96	96	96

(4)乳児家庭全戸訪問事業

上峰町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、さらなる状況把握等の実施に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	86	82	78	83	85	85	85	85	86	86
確保の内容					85	85	85	85	86	86

(5)児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託して一定期間、養育・保護を行うことにより、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	0	0	0	0	32	30	30	30	30	30
確保の内容					35	35	35	35	35	35

(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和4年度より、上峰町では「そらめじろ」にて当該事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み			15	147	139	139	139	138	136	138
確保の内容					200	200	200	200	200	200

(7)一時預かり事業

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

①幼稚園型

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	8,271	10,153	7,252	8,905	8,676	8,425	8,173	7,922	7,922	8,362
確保の内容					8,676	8,425	8,173	7,922	7,922	8,362

②一般型

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	86	121	51	59	74	71	72	71	71	73
確保の内容					74	71	72	71	71	73

(8)延長保育事業

町内にある保育施設で引き続き実施し、量の見込みに対応します。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	956	845	985	1,206	960	960	960	960	960	960
確保の内容					960	960	960	960	960	960

(9)病児・病後児保育事業

病気などで、集団保育が困難なこどもを一時的に保育します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	0	6	1	-	6	6	6	6	6	6
確保の内容					20	20	20	20	20	20

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み										
1年生	41	44	53	38	36	49	41	44	41	36
2年生	33	30	37	49	31	31	41	34	37	35
3年生	38	20	15	32	33	21	21	28	23	25
4年生	12	19	5	10	21	13	10	10	13	11
5年生	8	5	9	1	9	5	5	4	4	5
6年生	0	3	4	5	1	1	1	1	1	1
合計	132	121	123	135	131	120	119	121	119	113
確保の内容										
合計					135	135	135	135	135	135

(11)産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

上峰町では、令和4年度より助産師の家庭訪問を実施し、令和6年度からは施設に母子で宿泊や日帰り型の産後ケア事業を開始しました。

上峰町では、こども及びその保護者に対して、心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報提供、相談などの援助を行う妊婦等包括相談支援事業と併せて実施します。

また、上峰町では令和5年度まで、特に育児が困難な家庭を対象に養育支援訪問事業を行っていましたが、令和6年度からは、すべての子育て世帯を対象とした子育て世帯訪問支援事業として継続し、行っています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み			3	10	7	7	7	7	7	7
確保の内容						7	7	7	7	7

(12)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

こども誰でも通園制度は、0歳6カ月から3歳未満(2歳児)までの未就園児を対象に、保護者の就労状況に関わらず保育施設を利用できる新しい子育て支援制度です。上峰町では、令和8年度の実施に向けて、事業の整備を進めています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	実績				実績/ 見込み	見込み				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み										
0歳児							2	2	4	4
1歳児							1	1	2	2
2歳児							1	1	2	3
合計							4	4	8	9
確保の内容										
0歳児							2	2	3	3
1歳児							2	2	3	3
2歳児							2	2	3	3
合計							6	6	9	9

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成します。令和2年度より上峰町では本事業を実施しており、今後も引き続き実施します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

具体的には、上峰町では、町内3園の認定こども園を核として、この体制を維持しながら教育・保育の一体的な提供を推進していきます。また、住民のニーズに柔軟に対応するために、町内組織間の連携、自治体間の広域連携の推進を図ります。

第6章

計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

2 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、必要に応じて、こども・子育て支援に関係するあらゆる機関との連携・調整を図っていきます。

3 計画の点検体制

上峰町では、「上峰町子ども・子育て会議」により取り組みの実施状況について把握・点検を行います。



資料編

1 上峰町子ども・子育て会議条例

○上峰町子ども・子育て会議条例

平成25年9月18日

条例第15号

（設置）

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上峰町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長の諮問に応じて調査審議する。

（組織及び任期）

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体から推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4）子どもの保護者
- （5）公募による者
- （6）その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求

め、意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第94号）の定めるところにより支給する。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和5年6月16日条例第19号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

2 上峰町子ども・子育て会議委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	上峰小学校校長	林 寛	
2	上峰町教育委員	古川 美穂	
3	ひかりこども園園長	牛島 伸一	会長
4	ひよ子こども園かみみね園長	池松 英治	
5	かみみね幼稚園園長	矢動丸 克子	
6	NPO法人愛えん代表	岡 孝二	
7	上峰町主任児童委員	碓 三佐子	
8	上峰町母子保健推進員	松浦 満寿美	～令和6年12月
		坂井 眞紀子	令和7年1月～
9	労働者代表	松田 恵子	副会長

上峰町こども計画

発行：上峰町住民課
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1
TEL:0952-52-7412（直通）